

(1) 平成28年第1回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
議案第3号	川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について（教育委員会に関する部分）	可決 （賛成多数）
議案第29号	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	可決 （全会一致）

議案審査：3月11日（金）総務委員会

◆議案第3号

《質疑・答弁》

なし

《意見》

市民サービスの更なる削減を行う行財政改革には反対の立場であり、行財政改革推進委員会の設置を含む本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

◆議案第29号

《質疑・答弁》

●本条例の制定趣旨について

○本条例は、学校教育法の一部改正に伴い、条例で定める施設等の利用料金等に係る規定を整備するものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

(2) 平成28年第1回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

① 代表質問

	会 派	議員名	内 容	頁
代 表 質 問	自民等	廣田議員	警察との協定について	4
			中学生死亡事件に関する再発防止策について	4
			犯罪被害防止について	5
			教職員の政治的中立性の確保について	5
			教科書について	6
			小杉駅周辺地区小学校整備について	9
			奨学金制度について	9
			就学援助について	10
			地域における人づくりについて	11
			主権者教育について	11
	公明党	花輪議員	中学校完全給食について	12
			英語教育の充実について	12
			小杉駅周辺地区小学校整備について	13
	民主みらい	織田議員	学校司書について	14
			命の尊厳に関わる特別学習日設置について	14
			家庭教育支援について	14
	共産党	市古議員	少人数学級について	16
			中学校完全給食について	17
市立図書館の管理運営について			18	

② 予算審査特別委員会

	会 派	委員名	内 容	頁
一 般 質 問	自民党	末永議員	「キャリアあり方生き方教育」の推進について	24
			防犯カメラについて	26
		老沼議員	学校給食における野菜について	31
		青木議員	子母口小学校・東橘中学校の校庭利用について	37
		大島議員	橘樹官衙遺跡群の活用について	44
	公明党	河野議員	中学校夜間学級について	19
			特別支援学級におけるICT機器の活用について	20
		田村議員	農業体験について	27
		岩崎議員	市立小・中学校のホームページについて	38
		吉岡議員	学校における情報システムについて	41
		花輪議員	通学路の安全対策について	41
	民主みらい	岩隈議員	食育について	34
			学習支援、居場所づくり事業について	35
			中学生死亡事件について	35
			英語教育について	36
	共産党	斉藤議員	明治大学平和教育登戸研究所資料館、文化財保護について	20
		勝又議員	教育施設の整備について	21
		石川議員	学校トイレの現状について	27
		片柳議員	大学奨学金について	32
			市立高校定時制生徒への自立支援事業について	32
市古議員		教職員の定数内欠員について	42	
無所属	重富議員	教育委員会会議録について	29	
	月本議員	木育について	39	

③ 代表質疑

	会 派	委員名	内 容	頁
	公明党	田村議員	義務教育施設整備事業費について	46
	民主みらい	岩隈議員	教育長の任命について	46

■ 代表質問（2月29日）自民党 ■

◆ 警察との協定について

◎質問

教育委員会及び子ども本部から再発防止の為の取組やその進捗状況に関する資料が提供されていますが、抜本的な解決にどの程度寄与するかは未知数です。とりわけ昨年11月に運用が開始された神奈川県警察との相互連携に係る協定締結は他の自治体に比べて遅きに失した感が否めませんが、今日までの運用実績を見るに警察から学校への情報提供7件に対して、学校から警察への提供は0件となっています。

そこで伺いますが、警察からはどのような情報が提供されているのか、また、本市から警察に情報を提供する場合における意思決定の手順とその情報の内容、提供件数が0件という実績が投げかける意味について教育長の見解を伺います。

◎答弁

はじめに、警察からの情報提供につきましては、児童生徒を逮捕又は身柄通告した事案、及び携帯電話やスマートフォン、インターネットなどを使ってのトラブルに関する事案、計7件が1月末現在までに報告されております。

次に、警察に情報を提供する場合における意思決定の手順につきましては、各学校が課題を抱える児童生徒に対して、保護者と連携し、区教育担当とも協議を行い、支援や指導を重ねたにもかかわらず、状況の改善が見込まれない場合に、校長の判断により、情報提供を行うものでございます。また、提供する情報内容は、当該事案に係る児童生徒の氏名、年齢、性別など個人に関する内容と当該事案の概要、及び保護者や児童生徒へどのように通知したかなどの連絡状況についてでございます。

次に、学校から警察への情報提供の件数につきましては、協定締結以前から、児童生徒の非行防止や犯罪被害防止に向けて、学校のねばり強い支援や指導の他に、保護者と連携を図りながら、神奈川県警察少年相談・保護センターへの相談につなげるなどして、児童生徒の抱える課題の解消や改善に向けた取組を進めてきたところでございます。こうした取組により、課題の解消や改善が図られていることなどから、現在のところ、協定に基づいた学校から警察への情報提供には、至っていないものと考えているところでございます。

現在、神奈川県警察から他都市での有効な運用事例を収集し、学校警察連絡協議会などを通して各学校に紹介するなどしているところでございます。教育委員会といたしましては、引き続き、児童生徒の健全育成に向けて本協定が適正かつ有効に運用されるよう、努めてまいります。

◆ 中学生死亡事件に関する再発防止策について

◎質問

これら一連の対策案をどのようにして市民に周知していくのか、事件発生後、保護者向けの説明会は一度も開かれていないとのことですが、市内各中学校において保護者の不安払拭の為の説明会の開催について見解を伺います。

◎答弁

平成27年8月25日に庁内対策会議報告書が市のホームページに掲載されたところでございますが、教育委員会といたしましても、年度当初から再発防止の取組を進めてまいりましたが、改めて報告書に示された再発防止策につきまして、8月28日の校長研修会において、全学校に周知し、さらに取組を進めてきたところでございます。

また、9月18日には市立学校すべての保護者に、教育長名で「子どもたちの健やかな成長と

安全・安心な生活を願って」という文書を配付し、家庭と学校との連携を図りながら、児童生徒の安全を確保していくことにつきまして、お願いしたところでございます。

今後につきましても、各学校におきまして、新年度の学校説明会や教育課程説明会等を通して、一人ひとりを大切にする学校体制づくりや、児童生徒理解のための具体的な取組等について説明してまいりたいと考えております。

◆ 犯罪被害防止について

◎質問

犯罪の発生しやすい場所の特定については警察との連携協定を活用することで、「犯罪ハザードマップ」を作成し、学校から各家庭に配布するなどして危険な場所に近づかないよう啓発することも効果的と思われるが、本市の見解を伺います。

◎答弁

教育委員会と神奈川県警察本部との相互連携に係る協定は、児童生徒の健全育成、及び非行防止、並びに犯罪被害防止のために、相互に個人情報を提供して児童生徒指導に活用するためのもので、犯罪ハザードマップの作成等に活用することは難しいものと考えております。

しかしながら、地域における危険をいち早く察知することはたいへん重要でございますので、警察や地域住民、保護者等から得た不審者情報等につきましては、情報配信メール等を使用して保護者に情報提供したり、学校やPTA・地域がパトロール等を強化するなどして、児童生徒の安全確保に努めているところでございます。

◆ 教職員の政治的中立性の確保について

◎質問

教職員間における政治的中立性の確保について伺います。

本市市立小・中学校生徒や高校生徒など、若者世代が政治に関心をもつことは選挙権が18歳以上に引き下げられた現在、極めて重要であります。主権者教育をいかに行っていくかは今後の課題です。また、先の平成27年第5回定例会でご答弁いただきましたが、小学校段階から計画的に指導するにあたり指導のあり方を示し、本市としての主権者教育の考え方や政治的中立性の確保についての授業実践例等を紹介した手引書を年度内に作成し、配布されるとのことでした。教育基本法第一条には教育の目的が謳われていますが、教員自らが政治的中立性を確保しつつ、研鑽と資質向上に努めなければなりません。しかしながら、市内の公立小学校長が当該小学校の教職員に対して政治的中立性を著しく逸脱した内容の年賀状を送付している事実がありました。教職員を指導監督する立場にある校長だけにその規範意識の欠如は不適格の烙印を押されても致し方ないものと考えますが、その事実関係と今後の対応を伺います。

また、現在、教員の為の倫理規定等は作成されていませんが、今回のような事案に鑑み、今後、政治的中立性を確保する為の倫理規定や指針等の作成ならびに指導や研修等の必要性について見解を伺います。

◎答弁

はじめに、小学校長が送付した年賀状についてでございますが、これは、年賀状として友人や元同僚及び現任校の職員に送付されたものでございます。

教育委員会が内容を確認しましたところ、個人の私的な手紙ではありますが、学校長の職員に対する年頭の挨拶としては、一部誤解を招きかねない表現も含まれていたことから、当該校長に対して、真意を確認した上で、手紙はもとより、言動には十分注意を払うよう指導したところでございます。

次に、政治的中立性にかかる教職員への指導や研修等の必要性についてでございますが、教職員は、地方公務員法第36条で政治的行為の制限が規定される上、教育公務員特例法や公職選挙法において、より厳しい定めがなされております。

教職員は、教育の政治的中立性を疑わしめる行為により、学校教育に対する市民の信頼を損なうことのないよう、常に自らの行動を律することが必要であると考えております。関係法令を遵守することはもとより、全体の奉仕者であることを常に自覚し、公私の別を明らかにして、政治的中立性が確保されるよう研修会等の機会を捉えて周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

◆ 教科書について

◎質問

教科書謝礼問題について伺います。

教科書会社が検定中の教科書を教員に閲覧させて謝礼を払っていた問題で、本市に於いては約90名の教員が関係していたことが、国の調査によって判明いたしました。全国的には小中学校教科書を発行している会社が、教科書会社の自主ルールに反し、平成21年以後で10社が3,000円～4,000円の現金や図書カードを渡し、謝礼として受け取った教員は4,000人に及んでいるとのこと。教育現場で児童生徒を指導する立場の教員や校長が法令に触れるこのような行為を行っている事は非常に残念であり、法律以前のモラルの問題で子供や保護者に顔向けが出来ない由々しき問題であります。

これら一連の問題に対する市長の正直な感想を伺います。

また、市長は望ましい教科書像についてはどのような考えを持っているのか伺います。

併せて総合教育会議に於いて教科書採択の方針を議論する考えはないのか、どのような方針が望ましいと考えているのか伺います。

さらに、教育大綱に教科書採択の方針を盛り込むべきと思いますが伺います。

◎答 弁（市長）

はじめに、これらの問題に対する所感でございますが、こうした問題は、教科書採択の公正性、透明性に市民の疑念を生じさせ、学校教育に対する信頼をも損なうものであると思っております。こうしたことが生じることのないよう、教職員に対して周知徹底を図らなければならないと考えております。

次に、望ましい教科書像についてでございますが、教科書は教育における中心的な教材として、子どもたちの発達に大変重要な役割を担っております。私は、「100%の子どもがわかる授業」を掲げておりますので、子どもたちがわかる喜びを実感し、生き生きと学習を進めることができる教科書がふさわしいと考えております。

次に、総合教育会議における教科書採択方針についてでございますが、文部科学省の通知によれば、教育委員会制度を設けた趣旨から、教科書採択等、政治的中立性の要請が高い事項については、総合教育会議における協議題とすべきではないとされておりますが、教科書採択方針については、調整の対象にはならないものの、協議・意見交換することは考えられるものとされております。

教科書採択方針について最終的な決定権限は教育委員会に留保されていることから、私としては、本市学校教育の充実を図り、児童生徒にとって最も適した教科書を採択するためには、十分な調査審議、採択の透明化、静ひつな採択環境の確保、公正かつ適正な採択手順等についての方針を教育委員会の責任と権限において決定することが望ましいと考えます。

次に、教育大綱についてでございますが、教育大綱は、教育等に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものでございますので、教科書採択の方針を盛り込む

ことはなじまないのではないかと考えているところでございます。

◎再質問

教科書採択について総合教育会議で協議し、合意して大綱をまとめた場合、教育長がそれと違反することがあった場合は、罷免することは可能なのか伺います。

◎答 弁（市長）

教育長の罷免要件といたしましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」には、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、職務上の義務違反、又は教育長若しくは委員たるに適しない非行があると認める場合に、地方公共団体の長は、議会の同意を得て罷免することができるかと定められており、これに基づき適切に判断してまいります。

◎質 問

教育委員長も教育長も教員や校長の経験がありますが、今回の問題に対する率直な思いを伺います。

また、これまでの間、今回のような問題について見たり聞いたりした事はなかったのか、教科書会社からの何らかのアプローチを経験した事はなかったのか伺います。

加えて現職の教育委員及びこれまでの教育委員の方々と教科書会社との関係はどのようなものであったのか伺います。

国の調査で判明した本市の教員について教育委員会としてはどのような事実確認をしているのか、また、金銭や図書カードの授受はあったのか、具体的な内容を伺います。

今後該当する教員の勤務先や役職、氏名、採択に関連してどのような立場であったのか等について公表する考えはあるのか伺います。

併せて事実関係が明らかになり法令違反と認められた場合、どのような処分が行われるのか伺います。

さて、平成22年第3回定例会の我が党の代表質問で「教科書検定制度の改正に伴う本市の対応」について当時の教育長は「採択における公正な事務執行を確保するため利害関係者が委員に選任されないよう配慮を行なっています」との答弁がありました。また、新聞報道によれば、ある教科書会社の幹部は「日頃からアドバイスをもらっている先生方に対し、検定中の教科書を見せるのは御礼の範囲であり、謝礼も当然」と漏らしていると報じられています。

「教科用図書選定委員会」及び「調査研究会」の委員選任については事前の状況はどのように確認されているのか伺います。

また、教員と教科書会社の社員との関係の実態について伺います。

公教育、特に教科書をめぐる問題は教科書会社だけでなく、一方の教員側の規範意識の希薄さが露呈された訳ですが、再発防止に向け今後どのような取り組みを行う考えなのか伺います。

◎答 弁（教育委員長）

教科書は、学校教育で重要な役割を果たしており、その採択に当たっては公平性の確保を徹底する必要があると認識しております。文部科学大臣裁定による「教科用図書検定規則実施細則」によれば、教科書の発行者は、検定中の教科書を外部に見せてはいけないという規定になっております。

今回のような問題は、市民の疑念を招きかねないので、今後、教員に注意喚起をしてまいります。

次に、教科書会社からのアプローチについてでございますが、私は今回のような問題に関わったことはございません。今後、教科書会社が規定に従いながら、現場の声を取り入れて教科書を

編集していただくことについては、よりよい教科書の作成につながるものと考えております。

◎答 弁

教科書は学校教育で重要な役割を果たしており、その採択に当たっては公平性の確保を徹底することは大変重要なことと考えております。

今回のような問題は、市民の教科書採択への信頼を著しく損なうこととなりますので、今後は教科書事務の流れについての理解を図るなど、教員に注意喚起し、公平性・透明性の確保を徹底してまいりたいと考えております。

次に、教科書会社からのアプローチについてでございますが、私自身、今回のような問題に関わったことはございません。

次に、教育委員と教科書会社との関係についてでございますが、教科書採択は教育委員会がその責任と権限のもと、公正かつ適正に実施すべきものであり、これまでもそれぞれの教育委員が公平性の確保の重要性を自覚し、その職責を果たし、適切に採択を行ってまいりました。

次に、教員への事実確認についてでございますが、文部科学省から送付された調査対象者のデータに基づき、調査項目である、教科書を見たと思われる時点での所属や職位、現在の所属や職位等を確認し、教育委員会事務局の職員が、面談等の手段を用いて本人に事実確認を行っているところでございます。

次に、金品の授受につきましては、現在も調査を継続しているところでございますが、概ね5千円から2万円程度の謝礼のほか、交通費や弁当の提供を受けている場合もございました。

次に、公表についてでございますが、現在、調査対象者となった教員への聞き取り調査を行っておりますので、この結果を踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、処分についてでございますが、一つ一つの事例について個別に内容を精査した上で、適正に対処してまいりたいと考えております。

次に、「川崎市教科用図書選定審議会」、及び「調査研究会」の委員選任における事実確認についてでございますが、これらの審議会や調査研究会の委員は、教科用図書の著作・編集等に関与していないことを条件としております。

次に、教員と教科書会社の社員との関係の実態についてでございますが、教科書会社の社員が、規定に従いながら、教員等から意見を聞き取り、これを参考にした教科書が編集されるということは、よりよい教科書の作成につながるものと考えております。

次に、今後の対応策についてでございますが、神奈川県及び県内各自治体の教育委員会とも協議し対応策を考え、その徹底を図ってまいります。

◎再質問

教科書について再度伺います。

教員への事実確認については、教育委員会事務局の職員が面談等の手段を用いて事実確認を行っているとの事ですが、対象となっている90人の内、金銭的謝礼や交通費や弁当の提供を受けた者について現在まで把握している状況について伺います。また、平成21年度以前についての調査は行う予定があるのか伺います。今後処分者が出ると思いますが、学校現場に与える影響についても伺います。併せて、学習指導要領を逸脱した補助教材の使用が言われていますが、本市の状況はどのように把握しているのか伺います。

◎答 弁

はじめに、教員への事実確認につきましては、まだ確定値ではなく、調査中の段階ではありますが、現在まで把握している状況は、教科書会社が対価を支払ったとされている人数は延べ90人、実人数で77人となっておりますが、そのうち54人から、謝礼等の受領の事実を確認したところ

でございます。

次に、平成21年度以前についての調査でございますが、教科書会社には既に資料が存在しないと聞いており、教員の記憶も不明確であることが考えられますので、現在のところ追加の調査を行うことは考えておりません。

次に、処分につきましては、詳細に事実関係を確認の上、適正に対応してまいりたいと考えておりますが、学校現場に与える影響につきましては、現時点では推し測りかねるところでございます。

次に、補助教材についてでございますが、平成27年3月の文部科学省初等中等教育局長通知「学校における補助教材の適正な取扱いについて」では、補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項として、教育基本法、学校教育法、学習指導要領の趣旨に従っていること、児童生徒の心身の発達の段階に即していること、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと、及び保護者への経済的負担が過重なものにならないようにすること等が示されております。

教育委員会といたしましては、文部科学省の通知に従い、補助教材の取扱いについて周知しており、各学校では、これを受け、子どもたちの状況に合わせて補助教材を適切に選択しているところでございます。

◆ 小杉駅周辺地区小学校整備について

◎質問

小杉駅周辺地区小学校整備について伺います。

事業費は53億円で、平成28年度に債務負担行為を設定するとの事です。債務負担行為は「体のいい先送り」という一面を拭えませんが、選択した合理的な理由を伺います。

また、来年度に創設される学校区の検討協議会の委員構成を伺います。

また、事前において近隣学校のPTAや町内会・自治会等で構成する準備組合の様な組織は検討はされなかったのか伺います。

また、将来において児童生徒数の減少に備えて、老人施設等への転用などの検討はされているのか伺います。

◎答弁

はじめに、整備事業に関する予算の考え方についてでございますが、債務負担行為の設定につきましては、複数年にまたがる事業を予算として明示し、執行を可能にする債務負担行為の基本的な考え方に基づき、財政負担等を踏まえ、最適な取得時期を検討し、事業期間として平成28年度から平成30年度の3カ年事業として設定したものでございます。

次に、通学区域の検討及び準備についてでございますが、平成29年度に聴聞会・公聴会を開催する予定でございますので、その事前の準備として平成28年度から、近隣校や地域の状況を勘案し、学校関係者やPTA・町会等の地域関係者のご意見を伺って協議し、通学区域の素案作成の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、将来における他施設への転用でございますが、本小学校計画については、小杉駅北側地区のまちづくりの方針に基づき「医療・文教拠点」に位置づけられ、福祉施設などとの機能分担をしております。また、学校法人日本医科大学と新設小学校設置のために締結した協定の中で約33年間の事業用定期借地を予定している状況を踏まえ、学校機能のみの活用を前提とした計画で検討を進めているところでございます。

◆ 奨学金制度について

◎質問

本市の奨学金制度の現状と今後について伺います。

◎答 弁

本市においては、学資の支弁が困難で学業成績が優秀な方を対象とした、高等学校奨学金及び大学奨学金がございます。

高等学校奨学金につきましては、中学3年生の段階で申請し、教育委員会で認定後、高等学校進学時に国公立で4万5千円、私立で7万円を150名程度に支給する「入学支度金」と、

毎年6月に申請し、教育委員会で認定後、国公立で1年生が3万6千円、2年生が6万1千円、3年生が4万6千円、私立で1年生が6万円、2年生が8万5千円、3年生が7万円を年額として、600名程度に支給する「学年資金」という2種類の給付型の奨学金で、川崎市在住、成績、世帯の所得といった要件がございます。

大学奨学金につきましては、保護者が本市内に1年以上在住の大学1年生を対象として、毎年6月に10名程度募集し、正規の修業年限が終了するまで、年額45万6千円を無利子で貸付する制度でございます。

今後の奨学金制度につきましては、社会状況等を注視しながら、他都市の奨学金制度、国や県の経済的支援策の状況を見据え、見直しを含めて検討してまいりたいと考えております。

◆ 就学援助について

◎質 問

就学援助制度について伺います。

本助成制度は、経済的な理由で就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒の保護者に対して、学用品費、給食費、修学旅行費など必要な費用を援助する制度として支給されていますが、市立小・中学校別における過去五年間の認定者数及び認定率ならびに執行額の推移状況を伺います。

また就学援助制度は、学校納入金に未納がある場合は援助費を未納分に充てることも可能とされていますが、各学校対応のため、対象件数ならびに対象区分、未納理由などは教育委員会では一括して把握できていません。公金支出に伴う流用には適切な対応をすべきと考えますが見解を伺います。

◎答 弁

市立小学校の認定者数等につきましては、

平成22年度は認定者数が4,651人、認定率が6.61%、執行額が2億8千4百万円余、

23年度は認定者数が4,624人、認定率が6.58%、執行額が2億8千万円余、

24年度は認定者数が4,808人、認定率が6.83%、執行額が2億9千5百万円余、

25年度は認定者数が4,894人、認定率が6.93%、執行額が3億百万円余、

26年度は認定者数が6,714人、認定率が9.40%、執行額が4億2千2百万円余でございます。

市立中学校につきましては、

平成22年度は認定者数が2,699人、認定率が9.96%、執行額が1億7千4百万円余、

23年度は認定者数が2,671人、認定率が9.55%、執行額が1億8千万円余、

24年度は認定者数が2,758人、認定率が9.78%、執行額が1億8千2百万円余、

25年度は認定者数が2,781人、認定率が9.68%、執行額が1億8千5百万円余、

26年度は認定者数が3,349人、認定率が11.62%、執行額が2億5千9百万円余でございます。

就学援助費の支給状況につきましては、各学校から認定対象者の「就学援助費個人支給明細書」「就学援助費支給状況表」等の書類を提出していただき、学校納入金の未納分に充てた分も含めて教育委員会で審査し、適正な支出を確認しているところでございます。

◆ 地域における人づくりについて

◎質問

地域包括ケアシステムの構築と成功はハードウェアでもある行政の推進力、イニシアチブはもちろん何よりもソフトである地域の「高い地域力」が問われることから町内会・自治会の負担増大を危惧する声もあります。その為にも地域で「住まう」ことの意味・意義、隣人を含めた地域の人間関係、「お互い様」という助け合いの精神の醸成、更には「人の道」を内在させる環境づくりが求められます。そうしたことから家庭教育はもちろん学校教育での学習が望まれますが、そうしたカリキュラムに対する考え方を伺います。

◎答弁

学校におきましては、子どもたちが人間としての在り方を自覚し、よりよい生き方を求めているよう、道徳の時間を要として教育活動全体を通して道徳教育に取り組んでおります。

道徳教育では、思いやり、協力、郷土愛等を育み、人とのかかわりの中で温かい人間愛の精神が身につけられるよう、取り組んでいるところでございます。

また、今年度から取り組んでおります「キャリア在り方生き方教育」を、平成 28 年度からは全ての市立学校において展開し、学校教育全体を通じて、かわさき教育プランの基本目標である「自主・自立」「共生・協働」に向けた様々な学習や体験が実践される予定でございます。

この「キャリア在り方生き方教育」の視点の一つには「わたしたちのまち川崎」を掲げておりまして、本市や地域への愛着や誇りを育み、将来の担い手となる人材の育成を図ってまいりたいと考えております。

◆ 主権者教育について

◎質問

本市市立小・中学校生徒や高校生など、若者世代が政治に関心をもつことは選挙権が 18 歳以上に引き下げられた現在、極めて重要であります。主権者教育をいかに行っていかは今後の課題ですが、そのためには本市市立小・中・高校生の意識を如実に把握しなければなりません。本市において児童・生徒に対して例えば「もしあなたが投票権を持ったら投票に行きますか」など選挙や政治に対しての意識調査アンケート等行ってきたのか、または、今後行うつもりはあるのか、他都市の事例も含めて伺います。

◎答弁

本市では、主体的な社会参画の姿勢の育成を目指し、政治や社会の諸問題や地域課題に関心を持つこと、社会や地域の一員としての自覚を高めることが重要であると考え、主権者教育を推進しているところでございます。そのために、高等学校において、政治的教養を育み選挙制度の理解を図るとともに、小・中学校においても、それぞれの発達段階に応じて主権者教育の学習を適切に進める必要があると考えております。

意識調査につきましては、政令指定都市では、さいたま市選挙管理委員会で昨年 12 月に市立高校 4 校、約 1,000 人の生徒を対象に「高校生の政治・選挙に関する意識調査」を実施し、政治に対する関心や選挙への意識について調査しております。

本市といたしましても主権者教育を進めるにあたり、児童・生徒の意識を把握することは重要でございますので、他都市の取組状況等も参考にして、今後、研究してまいりたいと考えております。

■ 代表質問（2月29日）公明党 ■

◆ 中学校完全給食について

◎質問

中学校給食について伺います。

公明党としては、昭和40年代より中学校の完全給食を目指し、平成8年2月には、50,928筆もの署名を市長に提出するなど、推進してきました。昨年、議会でも活発な議論を経て、完全実施をすることになりましたが、本格実施に向け、南・中・北の現在までの準備状況と、開始時期に遅れないか、改めて伺います。

東橋中学校では、すでにモデル実施され、総務委員会で視察もさせていただきました。従前から、食育の観点も含め、給食時間の適正化を求めてきましたが、見解と今後の取組みを伺います。

また、自校・親子方式を実施する予定の4校と、センター方式との相互の連携を強化するために連絡協議会を設置すべきと考えますが、見解を伺います。

◎答弁

はじめに、南部・中部・北部の学校給食センター整備等事業の進捗状況についてでございますが、現在、各センターともに、設計、事業用地の調査、準備工事等を行っているところでございます。本体工事の着工時期につきましては、南部は本年4月、中部は本年9月、北部は本年8月を予定しているところでございまして、完全給食の開始時期につきましては、南部は平成29年9月から、中部及び北部は同年12月からの予定でございます。

次に、給食時間についてでございますが、多くの中学校におきましては、現在、昼食時間と昼休み時間とを合わせて40分程度と設定しているところでございますが、本年1月より完全給食の試行実施を開始した市立東橋中学校におきましては、十分な喫食時間を確保するため、給食時間を35分、昼休み時間を20分、合計で55分と設定したところでございます。

同校からは、「給食時間には、皆で準備し同じ給食を食べる安心感が生まれ、生徒間のコミュニケーションも弾むようになった」との報告も受けており、完全給食実施による効果が、早速現れているものと考えているところでございます。

引き続き、教育委員会と学校が連携し、給食時間を含めた様々な課題に対し評価・検証を進め、今後の円滑な全校実施に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中学校給食に係る連絡協議会の設置についてでございますが、学校給食の運営に当たりましては、各学校におきまして、その学校の実情に応じた適切な運営組織を設置し、教職員等の連携体制を確立するとともに、食生活の状況や実態をもとに具体的な実践計画を策定し、学校給食の目標達成に努める必要がございます。そのため、今年度中に、自校方式・合築校方式の中学校4校による連絡協議会を立ち上げ、来年1月からの円滑な4校本格実施に向けた検討や、東橋中学校の完全給食試行実施における課題共有を図ってまいります。

また、現在、中学校給食につきましては、川崎市PTA連絡協議会会長を座長とする「中学校給食推進連絡調整会議」や同会議の作業部会におきまして、具体的な課題についての検討を進めておりますが、中学校完全給食全校実施後におきましては、事業全体の円滑な運営と学校間の課題の共有化を図る必要がございますので、新たな連絡調整会議等の設置につきまして、検討してまいります。

◆ 英語教育の充実について

◎質問

次に、東京オリンピック・パラリンピックについて伺います。

この機会に、以前より提案してまいりました、国際人の育成として小学生・中学生の会話を中

心とした英語教育の充実、特に小学校の低・中学年の充実を図るべきと考えますが、見解を伺います。

◎答 弁

中央教育審議会教育課程企画部会の論点整理におきましては、小学校3・4年生への年間35時間程度の外国語活動導入が示され、その目的については、外国語学習への動機付けを高めるため、体験的に「聞く」「話す」を中心とした外国語活動を通じて、言語や文化についての体験的理解や、音声等への慣れ親しみ等を発達段階に適した形で養うとされております。

こうした動きに対応するため、英語教育推進リーダーを活用した研修等により教員の指導力向上を図るとともに、現在、小学校5・6年生の外国語活動に配置しているALTの効果的な活用を含め、中学年で外国語活動の充実、さらには中学年につながる低学年の外国語活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

◆ 小杉駅周辺地区小学校整備について

◎質 問

次に、小杉駅周辺地区小学校整備について伺います。

日本医科大学武蔵小杉キャンパス跡地に人口急増している小杉地区の課題解決のため小学校の新設が報告されました。設置する学校の教室の予定数を初め、計画規模を伺います。

今後、小杉駅周辺地区では小杉2丁目再開発、日医大病院跡地再開発、今後さらに、エルシー跡地等北街区南地区など、これからも人口増が想定されますが、児童数の動態をどのように推計しているのか伺います。

さらに想定以上に増加した場合の対応も伺います。

設置予定地域は西丸子小学校区の中央部にあることから、地元では早くから学校区について懸念されています。地元の意見を聞くことが重要です。早急に協議会を立ち上げるべきです。見解を伺います。

◎答 弁

はじめに、学校の計画規模についてでございますが、普通教室は18教室、建物の規模は5階建てで、プールは屋上に設置する予定でございます。

次に、児童数の推計についてでございますが、教育委員会による今後6年間の推計では、小杉駅周辺地区におきましては、児童数の増加が続いていくものと見込んでおります。推計は、各地域の未就学人口等を基に、事業者や関係局から収集した開発動向等を精査しながら算出しておりますが、同地区につきましては、開発等の変動要素もあることから、区全体の人口動態等の長期的な視点も踏まえて、将来的な児童数の動態の把握に努めているところでございます。

次に、児童数が想定以上に増加した場合の対応でございますが、当初は18教室を予定しておりますが、児童数が増加した場合には、多目的教室等を転用することで最大30教室まで対応できる計画となっているところでございます。

次に、通学区域についてでございますが、通学区域の素案の作成にあたりましては、周辺校や地域の状況を勘案し、平成28年度から学校関係者や地域関係者の御意見を伺ってまいりたいと考えております。また、平成29年度から聴聞会、公聴会を開催する予定でございます。

■ 代表質問（3月1日）民主みらい ■

◆ 学校司書について

◎質問

学校図書館司書の処遇改善と配置拡大について前回の議会に引き続き伺います。

岡山市では学校図書館法に義務付けられた司書資格のある司書の全校配置がすでに27年前の平成元年に終了しています。本市も議会での請願採択の通り、「専任、専門、かつ常勤の学校司書」の全校配置を早期実施すべきです。ただちに、待遇改善を含め、配置計画を立てるべきです。今後の予定について伺います。

次に、学校図書館司書の資質向上策について伺います。現在は司書資格や免許状の有無は問わず、学校長の推薦により配置されています。専門知識の研鑽を行うなど資質の向上が必要です。教育委員会としてどのように資質向上を図るのか伺います。資格の見直しについても伺います。

◎答弁

はじめに、今後の予定についてでございますが、来年度は、モデル校を7校から14校に拡充し、各区2校に学校司書を配置するとともに、処遇の改善として、個人負担となっていた傷害等の保険を公費負担とする予定でございます。また、今後の配置計画につきましては、モデル校の不断の検証を踏まえ、小学校全校に学校司書を配置することや、処遇の改善について、さらには資格要件について検討してまいりたいと考えております。

次に、資質の向上についてでございますが、研修会や司書教諭等の連絡会に参加し、情報活用や情報モラル、学習における図書資料の活用等について、専門的な立場の講師による指導や情報の共有を行っております。また、総括学校司書との連携も密に行い、学校図書館の活性化や読書活動の充実等に努めているところでございます。

◆ 命の尊厳に関わる特別学習日設置について

◎質問

中学生殺害事件に係る再発防止の取り組みについて、関係局に伺います。

現状、各公立校で個別に学習しているとのことですが、本事件を重く受け止め、通常生命・人権尊重教育に加え、1年に1度、命の尊厳に関わる特別学習日を設け、全ての公立校において同日一斉に行うべきと提案します。

市長も先月の記者会見において「事件の反省と教訓を決して風化させることなく心に刻むこと」と発表されていますが、提案に対する市長の見解を伺います。

◎答弁（市長）

教育委員会からは、「各学校の行事やカリキュラムとの関連において市内一斉に同一日に実施することは難しいが、11月に『子どもの権利に関する週間』を設け、子どもの権利学習を含む、人権尊重教育を推進している」と聞いております。

こうした「子どもの権利に関する週間」のなかに、各学校が生命の尊厳に関わる学習を、より明確に位置付け、命の大切さについて考える学習が充実されることは重要であると考えております。

◆ 家庭教育支援について

◎質問

家庭教育支援の充実として、企業との連携・協力のあり方等について検討を進めるとのことです。具体的な取り組み、また新たな事業として来年度予算にどのように反映されているのか伺います。

◎答 弁

家庭教育はすべての教育の出発点であり、本市では、これまでも家庭教育を支援する事業を実施してまいりましたが、事件を経て、家庭教育事業の推進の必要性について、より強く認識したところでございます。

現在、仕事をもつ保護者や、これまで市民館等における各種事業を受講できなかった家庭の方々への支援の充実を図ることが求められており、子どもの理解や親の役割、家庭環境をめぐる諸問題などについての学習機会を提供するため、様々な主体と連携した家庭教育事業の推進に向けた検討を進めているところでございます。

こうした状況を踏まえ、平成 28 年度におきましては、家庭教育事業の推進の取組の一つとして、市内企業と連携し、企業で働く方々の身近な場において、学識経験者等による家庭教育に関する講座の開催や、リーフレットによる啓発等を行うこととしており、24 万 2 千円の予算を計上しているところでございます。

■ 代表質問（3月1日）共産党 ■

◆ 少人数学級について

◎質問

改めて、2014年度に県の少人数学級研究校となった120校から県教育委員会へ提出されている「研究報告書」からみえてくるもの、それは「少人数学級の良さ」です。「ゆとりをもって児童に接することで、学習の中で困り感をもった児童にすぐ対応し、支援することができた。そのことで『わかる喜び、学ぶ楽しさ』を児童に味あわせることができ、基礎基本の充実につながった。児童1人1人とふれあう時間が増え、児童の悩みや友達関係のトラブルにいち早く気づき対応することができた」「少人数指導に比べ、教室移動は少なくなり、学習準備から移動までのせわしなさが減少、落ち着いた学習環境による学習活動が展開できた。また、教科指導上のメリットとしては、1人1人の生徒に合ったきめ細かい学習指導を行うことができた」などなど、この研究報告書は、まさに少人数学級の総合的教育的効果を実証しているのではないのでしょうか。伺います。

教育長は、中学1年生の殺害事件を受け、再発防止対策の進捗状況の説明をした教育委員会会議の後、報道陣に「これをすれば必ず防げるとは申し上げにくいですが、大事なことは児童生徒を理解し、わずかな変化にも気づいて見逃さないようにすること」と話されたということです。まさに、このことを実現するためには、児童生徒の学校生活の基本である学級の規模を小さくすること、少人数学級の拡充こそ、必要ではないのでしょうか。伺います。

◎答弁

現在、本市におきましては、神奈川県の研究指定制度を活用して少人数学級を実施しております。

研究指定制度とは、少人数指導やチーム・ティーチング等を行うために県から配当されている指導方法工夫改善定数を、学級担任に振り替えて活用することにより、少人数学級による教育の研究を実施するものでございます。

研究指定を受けた学校からは、「教員が子どもの状況を把握しやすい」などの報告があがっており、少人数学級は、子どもたちの多様な学習状況等に対して、きめ細やかな対応を図る上での効果があるものと認識しております。

しかしながら、学校によりましては、少人数学級ではなく、指導方法工夫改善定数の配当目的である少人数指導やチーム・ティーチング等により、児童生徒一人ひとりの習熟の程度に応じた指導や、特別な教育的ニーズへの対応を希望する場合もございますので、引き続き、各学校の実情に応じた教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

◎再質問

少人数学級について、再度うかがいます。

少人数学級のよさは学習面だけではないことは初回質問で研究指定校の研究報告書で紹介したとおりです。その立場から質問したのですが、なぜ、学習面からの答弁しか、いただけないのでしょうか。1日の大半を過ごす子どもたちにとって、学校は最も大切な居場所です。少人数学級の取組のなかで「基礎・基本の充実につながった。周時に児童・生徒の悩みや友達関係のトラブルにいち早く気づき、対応することができた。」この実感こそ大切な視点ではないのでしょうか、再度、総合的にみても少人数学級の拡充について、伺います。

◎答弁

少人数学級は、学習面以外にも、様々な教育的ニーズのある子どもたちに対して、きめ細やか

な対応を図る上での効果があるものと認識しております。

文部科学省の平成 28 年度予算案には、学校現場が抱える課題への対応などを目的とした教職員定数の改善が盛り込まれているところでございますが、少人数学級を推進するためには、国による教職員配置の拡充が必要でございますので、教職員定数の改善について、今後も継続して国に強く要望してまいります。

◆ 中学校完全給食について

◎質問

中学校給食について伺います。

東橋中学校での初めての中学校給食が試行実施されました。総務委員会の視察時、校長先生は「始めは混乱もありましたが、実施してよかったと思います。同じ釜の飯を食べるということでは、連帯感がうまれるような気がしています」と挨拶されました。保護者や関係者のみなさんと一緒に、30 年以上も中学校給食の実現を言い続けてきた私たちは、とりわけ感慨深いものがあります。その意味で、中学校完全給食の実現まで運んできた関係者のみなさんのご苦労を思います。しかし、問題はこれから、ほとんどの生徒が喫食するセンター給食での実現がどうなるか、ということです。東橋中学校は 1 学年ごとに配膳室が整備されており、ここまで給食専用エレベーターで調理員が配膳室まで運び、ここから当番の生徒がクラスごとに運んで配膳します。給食の実施にあたって学校は給食時間を 20 分から 35 分に延長しました。配膳準備にはクラス毎に差はありますが、17 から 20 分ほどかかっていました。配膳室では食器から食缶まですべてセットされていて、それをワゴンで平行移動させ、このような時間でした。センター給食ではこのままだと 1 階の配膳室から食器、保温食缶を別々に生徒が 3 階、4 階まで運ぶとされています。東橋中学校で喫食までの時間をみてもセンター給食ではそれ以上の準備時間がかかるのは目にみえています。学校の校舎のつくりは様々です。そこからみても配膳室は 1 階スペースだけを基本とするのではなく、学校の実情をよく聞いてスムーズに配膳が運ぶように設置していただきたいと思っております、伺います。

また、各配膳室までは配膳員が運び、できる限り教室にスムーズに運べることができる配膳員の配置が必要です。配膳員は 1 学年に 1 人、最低各学校 3 人、大規模校ではそれに見合った人数が必要と考えます。伺います。

東橋中学校では国の配置基準に基づき、栄養士がひとり県費で配置されることで、すでに配置されておりました。給食のとき、給食 1 ロメモが配布され、食べる前に生徒がこれを読み、栄養士も教室を訪問していました。国の基準以外の栄養士の配置についての検討状況について伺います。

◎答弁

はじめに、中学校完全給食実施に伴う配膳室の整備等についてでございますが、各中学校の配膳室につきましては、既存のランチサービス配膳室等の改修を基本とし、各学校により異なる敷地条件や建物配置等の状況を勘案しながら、対象食数に応じた受入れスペースや配送車両、及び校内の運搬動線等について、学校ごとに調整を行い、その位置や規模等を決定しているところでございます。

また、配膳室から各教室までの食器・食缶等の運搬につきましては、各学校における生徒の安全面を考慮した運用・指導のもと、生徒自身が行うことを基本としてまいります。具体的な受け渡し場所や生徒の動線等につきましては、現在、配膳員の配置も含め、各学校にヒアリングを行いながら、検討を進めているところでございます。

次に、中学校完全給食実施に伴う学校栄養職員等の配置についてでございますが、小学校や特別支援学校も含め、学校給食全体の食育が効果的・効率的に推進されるよう、中学校完全給食実施に向けた取組状況等を踏まえながら、引き続き検討してまいります。

◎再質問

中学校給食に関連して、栄養士の配置について、再度伺います。

「小学校や特別支援学校も含め、学校給食全体の食育が効果的・効率的に推進されるように」という答弁は何を意味するのでしょうか。よもや、いまの小学校での栄養士の配置を後退させるようなことはないと思いますが。うかがいます。

小学校では自校調理方式、食育の推進、きめ細かなアレルギー対応をやっていくためにも1校に1人の配置を望む声が現場から切実な声として要望されています。中学校給食はそれ自体で、栄養士の配置をすすめるべきです。うかがいます。

◎答 弁

小学校及び特別支援学校への学校栄養職員等の配置につきましては、国の基準に基づく定数を適切に配置してまいりたいと考えております。

また、中学校完全給食実施に伴う中学校への学校栄養職員等の配置につきましては、食育指導や給食管理等のあり方、教職員の役割等を踏まえ、実施までの間に引き続き検討してまいります。

◆ 市立図書館の管理運営について

◎質 問

他都市でも指定管理制度の導入については、ここにきて様々な問題が露呈して、直営を続ける自治体もあります。横浜市では市内18館中青葉区で試験的に導入する1館だけで、民間委託増減の予定はなく「読書条例を踏まえ、今は公営維持が適切と考える」としていると聞きました。南足柄市では、2013年度に行革の一環として図書館市民検討会議が設置され、検討を重ねた結果、指定管理制度や全面委託を行わず、市直営で行政運営していくことが必要である、との結論に達した、ということです。

先月視察をした新館富山市立図書館も大変モダンな図書館で、司書の方々が子ども読書活動でもユニークな活動を展開されていて、開館は金・土は午後8時までで直営を守っていました。川崎でも特に子どもの読書環境の整備が重要なとき、その運用をよりよくするには図書館・家庭・学校・地域などの各関係者が連携し取り組んでいくことが必要です。図書館の運営は直営を堅持すべきです、伺います。

◎答 弁

市立図書館では、貸出・返却カウンター業務等への民間活力の活用を図りながら、効果的・効率的な図書館運営に努めているところでございます。

しかしながら、市立図書館への市民ニーズは多様化していることから、現在、平成27年3月に策定いたしました「かわさき教育プラン 第1期実施計画」に基づき、より一層の市民サービス向上を図る効果的・効率的な運営のあり方について、図書館職員を含む検討委員会を設置し検討を進めているほか、川崎市社会教育委員の会議においても研究していただいているところでございます。

今後、これらを踏まえ、教育委員会における一定の考え方を取りまとめてまいりたいと考えております。

◆ 中学校夜間学級について

◎質問①

先の議会に於いて「文部科学省からの不登校などで中学校の授業を十分に受けられなかった人の学び直しの場を確保するため、既に中学を卒業した場合でも夜間中学で受け入れるように通知された」対応についての質問に対して教育長から「中学校夜間学級で学び直すことを希望する者に対して対応を十分に検討してまいりたい」とのご答弁でした、その後の取組状況と、今後の取組みについて伺います。

◎答 弁

十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した生徒が、改めて中学校で学び直すことは必要なことと考えておりますので、教育委員会といたしましては、既卒者で不登校等の相当の理由により学習する機会等がなかった方が、新年度から入学できるよう、検討を進めているところでございます。

◎質問②

市民への丁寧な周知が重要です。

現在、掲示されているポスター表示の改善も含め対応と具体的な取組を伺います。

◎答 弁

入学条件を変更する場合につきましては、ポスターやチラシ等を新たに作成し、区役所、図書館、市民館等において、市民の方々へ周知できるよう、対応を図ってまいります。

◎質問③

本市の中学校での不登校生徒は、平成26年度だけでも、調査で1003名と判明しています。不登校等の理由で十分な教育が受けられないまま中学校を卒業し、社会に出て「もう一度学びたい」との思いになった方の学びの場の一つに夜間学級がある事は大変に重要だと考えます。

そこで、現在の夜間学級の教職員の体制についてです。夜間学級は、年間を通じて生徒の入学ができます。その生徒数に応じて柔軟に教職員の体制づくりが求められます。今後の対応を伺います。

併せて、教職員の方々には、その配属先について「異動対象者意向カード」によりその希望を出すことができる、と聞いています。異動希望校種は、小学校・中学校・高校は全日と定時制・そして特別支援学校となっています。夜間学級は、現状からもわかるように、年齢も国籍も多様です、そのような事も踏まえぜひ、異動希望校種に「中学校夜間学級」の項目も必要と考えます。見解と今後の取組を伺います。

◎答 弁

はじめに、教職員体制についてでございますが、夜間学級の運営にあたりましては、外国籍の生徒も多く在籍していることから、正規教員に加えて、日本語指導等の協力者を配置しているところでございます。年度途中での生徒の増加等に対しましては、状況に応じて協力者を適切に配置するなどしながら、円滑な学級運営が図れるよう努めてまいります。

また、多様な年齢や国籍等の生徒が在籍する夜間学級には、夜間学級を担当することへの積極的な意欲と、教科指導及び教科外指導についての高い力量を備えた教員の配置が必要であると考えております。

現在、教職員の異動に関する学校長からのヒアリングを重ねる中で、適任者を把握し夜間学級に配置しているところでございますが、各教員が「異動対象者意向カード」を記載する際、夜間学級の担任を希望する場合は希望業務欄に記入できるようになっております。今後は記入例に夜間学級を希望する場合の例を掲載するなどの工夫を図り、夜間学級担当希望者の的確な把握に努めてまいりたいと考えております。

◆ 小中学校特別支援学級におけるICT活用について

◎質問

中小企業支援事業費かわさき福祉産業振興ビジョン推進事業について伺います。

福祉・介護分野の課題解決に繋がる公募型研究開発事業として、ダンウェイ株式会社のICT知具を用いた障がい児等向け「教育プログラム」の構築を目指し星嵯学園中高等部北斗校の生徒と行った学習の発表会が先日、多摩市民館大ホールで開催され見学しました。

子ども達の生き生きと発表する姿から「楽しい取組」だった事を感じました。

また、ソフトバンクロボティクス株式会社を中心となり実施した感情認識パーソナルロボット Pepper等による口腔ケアサービスの実証等、市内の介護施設等で様々な介護ロボットによる実証研究が実施されました。

本市の小中学校の特別支援学級等への展開と今後の取組を伺います。

◎答弁

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、その障害の状態や発達の段階に応じて、ICTを活用することで、学習上又は生活上の困難さを軽減し、指導の効果を高めることができると認識しているところでございます。

現在、各学校におきましては、ICTの活用について児童生徒の実態に応じ判断し、十分に活用でき有効であるものを選定しているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も特別な教育的支援が必要な児童生徒へのICTの効果的な活用事例について研修会等で一層の啓発を図ってまいります。

■ 予算審査特別委員会 共産党 斉藤委員（3月7日） ■

◆ 明治大学平和教育登戸研究所資料館について

◎質問①

明治大学平和教育登戸研究所資料館の平和教育での活用についてです。

明治大学平和教育登戸研究所資料館が開館して昨年3月18日で5周年を向かえ来館者数は40,000人を超え、記念すべき来館者は近隣中学校の校外学習で来館した中学2年生だったそうです。昨年の夏休みに、小学生が自由研究のテーマにしようと訪れた時、入館受付で目的が自由研究と来館目的を記入しますと一般の来館者は撮影禁止ですが小学生は「明治大学」とかかれた腕章が借りられ、学芸員が丁寧に案内し、館内の展示物も自由に撮影させてもらえます。さらに、資料館が作成した子供用でわかりやすい、研究所副読本が無料でもらえて、非常に丁寧な対応に気を良くして来館した小学生はやる気になって帰ったそうです。来館者数は昨年9月には45000人を突破し、旧登戸研究所で働いていた関係者による企画会が行われ4人の方が実態について証言しました。戦後70年の節目の年ということもあって関心も高く来館者数は例年を大幅に上回る人数だったと伺いました。

資料館の方々は、旧陸軍登戸研究所が戦争中、日本の秘密戦や謀略戦で担ってきた役割や長い間ペールに包まれていたこの研究所の実態を解明し秘密となっていた真実を解明し、日本人の記憶から消えさせないよう真実を語り伝えて行くために懸命に取り組みが行われています。郷土に

残る戦争遺跡を学校の平和教育に生かすべきです。伺います。

市内小中学校の全教職員の方にも知らせ活用してもらおうべきだと思いますが伺います。

現在副読本に掲載されていますが引き続き掲載していくべきだと思いますが伺います。

◎答 弁

平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を培う上で、戦争に関連する遺跡や施設を取り上げて平和について学習を進めることは大変重要であると考えております。

このような学習を進められるよう、毎年市内小学校3年生に配付している「副読本かわさき」では、市内各所の戦争に関連する遺跡や施設を掲載するとともに、登戸研究所資料館につきましては、設立の目的や経緯、展示の様子等を紹介しております。市立小中学校の教職員に対しましては、社会科や総合的な学習の時間の研究会、研修会等において、平和教育における「副読本かわさき」や、戦争遺跡等の活用を幅広く呼びかけてまいりたいと考えております。

今後も、このような学習を進められるよう、登戸研究所資料館につきましては「副読本かわさき」に引き続き掲載してまいりたいと存じます。

◎質 問②

次は、文化財保護についてです。川崎市の文化財は市民共有の財産です。これからも後世に人々の暮らしや文化など真実を伝えていくことが重要です。現在多摩区長念寺の庫裏が曳き家され、場所を移動しています。さらに本堂・山門の改修が行われて行きます。関係者の皆さんは大変ご苦労しています。文化財保護の予算は抜本的に増やすべきです。伺います。

◎答 弁

本市では、彫刻や絵画、古文書、建造物等、さまざまな種類の貴重な市指定文化財が所有者の皆様により大切に守り伝えられており、これらの文化財を今後も長く良好な状態で保存するためには、適切な保存修理が必要であると考えております。

市指定文化財の保存修理にあたりましては、「指定文化財保存修理等補助金交付要綱」に基づき、保存修理等に要する直接的な経費等を補助対象とし、予算の範囲内で、その2分の1以内の補助金を交付することとしております。

多摩区登戸の長念寺では、市指定文化財建造物である本堂、庫裏の耐震補強、建物の傾きや歪みの補正、屋根の葺き替えなど、大規模な保存修理工事が平成26年度から進められているところでございます。

教育委員会といたしましては、指定文化財としての価値と保存修理の必要性を踏まえ、平成27年度より補助金を交付するとともに、所有者、施工業者、文化財専門家等、関係者との情報共有・連携を図りながら適切な保存修理となるよう、支援に努めているところでございます。

平成28年度につきましても、補助金を交付して支援してまいります。

また、これまでも所有者の御協力をいただきながら、普段は見ることのできない保存修理の状況を、広く市民に公開する現地見学会等を開催してまいりましたが、今後も引き続き公開の機会を設け、指定文化財の保護及び保存修理の意義について周知を図ってまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 共産党 勝又委員（3月7日） ■

◆ 教育施設の整備について

◎質 問①

教育施設の整備について伺います。

各学校から毎年「エアコンの設置をしてほしい」「プールの舗装、補修をしてほしい」「トイレの改修をしてほしい」など1件あたり10万円を超える学校施設の補修や改修をするための予算が申請されています。過去2年間の申請件数について、伺います。

◎答 弁

学校からの営修繕の申請数は、小学校、中学校及び特別支援学校分を合わせて、平成26年度は2,236件、平成27年度は12月18日時点の集計で、1,857件でございます。

◎質 問②

補修や改修のために各学校からだされた申請件名とその執行状況が示された受付簿がありますが、今の答弁ですと、申請件数は、26年度は2,236件、27年度は1,857件とのことですが、ところが申請しても改修にいたらないまま、放置されており、2年経ても手をつけられないままという状態のものもあります。改修されないまま、年度繰り越しになっているもの、いわゆる未対応の件数はそれぞれ何件あるのでしょうか。伺います。

◎答 弁

学校から申請された営修繕の内容につきましては、その必要性や緊急性等から、必ずしも、全てが工事の対象事案ではないと認識しておりますが、申請に対して実施していない件数といたしましては、平成26年度は691件、平成27年度は12月18日時点で、823件となっております。

◎質 問③

件数としても結構あります。私は麻生区の千代ヶ丘小学校、金程小学校、虹ヶ丘小学校をまわり、各学校から説明を受けてきました。

千代ヶ丘小学校では「校庭防球ネット補修」という申請がだされているものの補修のための予算はついていません。校庭の防球ネットが手の届くところは補修してあるものの穴だらけで、野球のボールやサッカーボールなどが、校庭のわきの車の通る道路や家などに、飛び込まないかと心配になるほどのものでした。

またプールの腐食もひどく、とりわけ女子更衣室のペンキがはげ、ドアとなっているベニヤ板がむき出しのまま使われているとのことでした。こんな状態で本当につかっているのかしらというのが率直な感想でした。ところが補修のための予算はついていません。

千代ヶ丘小学校は築41年たっていますが、体育館については3年後ぐらいに改修するとのことですが、「雨どいの清掃をしてほしい」という申請にたいして、「3年後に改修するのでそれまで待ちなさい」ということらしく、体育館の雨どいには、はしからはしまで、雨どい全体に木の葉や土がつまった状態で、その上に草が生え大きくのびているところか、木が根をはり大きく育っているという状況でした。当然5本ある「とゆ」には水が流れず、雨がふると水があふれ一斉に落ちてくるというものでした。改修されるという3年のうちに緊急事態がおきたらどうするのか。すぐにでも改善すべきものでした。

金程小学校では校庭の木製遊具が壊れているのもかわらず、撤去されないままにおかれています。またパソコン室や音楽室のエアコンの設置を要求してもいまだにつけられていません。このままで暑い夏をどう過ごすのか、思いやられる状態です。

虹ヶ丘小学校では、学習指導要領にそって「1人1人の目標に到達するための」走り幅跳びを行うのには、今の砂場では困難ということで、移設の申請がだされています。その予算もつけられていないという状況でした。また、稲を育てるために校庭に苦勞してつくった「田んぼに客土をいれてほしい」という申請も、まだ認められていません。

また、この学校では給水塔が校庭に面した老朽建物の上に建てられ、地震がおきたら校庭の上

に落下しかねないものでした。万が一子どもたちの頭上におちたらと心配でなりません。緊急に補強など対策が必要です。こうした実態を教育委員会は把握しているのでしょうか。伺います。

◎答 弁

各学校からの申請につきましては、緊急性や安全性等を個別に勘察し、ご指摘の件も含め、優先順位の高いものから適宜対応しているところでございます。今後につきましても児童生徒の安全を第一に考え、適切に対応してまいりたいと考えております。

◎質 問④

学校からの施設整備の申請は「緊急かつ必要」とされるから学校からあげられているものです。このような教育現場の安心・安全を確保するために、そして豊かな教育を行うための環境を整備するために必要な予算措置は遅らせるべきではありません。こうした必要な予算は確保し、対応すべきと思いますが、伺います。

◎答 弁

学校は児童生徒にとって学習・生活の場であり、安全で快適な教育環境の整備は大変重要であると考えているところでございますので、限られた財源を有効に活用しながら、引き続き、営繕予算の確保に努めてまいります。

◎質 問⑤

教育長に伺います。ただいま、消防局長から答弁があったように、消火ホースの改善、消火栓ポンプの補修、誘導灯の改修など、火災時や災害時にとってきわめて重要で、緊急を要するものです。改善措置をとらなければ、消防法などに反するものです。その補修・改善を先送りすることなど許されません。ただちに申請のあるところは補修など改善すべきです。伺います。

◎答 弁

学校施設は、児童生徒の安全が何よりも優先されますので、消防用設備等の点検時に不備があった案件のうち、改修が完了していないものにつきましては、早期に対応を図ってまいります。また、今後、点検結果について教育委員会と学校間で確実に情報共有を図ることによって、より一層、児童生徒が安全で快適な学校生活が送れるよう、教育環境の整備に取り組んでまいります。

◎質 問⑥

次に学校施設の「長期保全計画の推進」についてうかがいます。

私か訪問した千代ヶ丘小学校、虹ヶ丘小学校は建てられてから41年もたっています。校舎にもヒビが入り、床もところどころ、擦り切れているという状態でした。とっくに改築すべきところです。

千代ヶ丘小学校の体育館の屋根には草や木が生え、雨どいが使い物にならないという状況は先ほと言ったとおりです。

虹ヶ丘の小学校では「体育館のスクリーン」の補修、「体育館照明の電球交換」「体育館外壁の亀裂」体育館に接続した「飼育小屋の柵の補修」など予算申請がされていましたが、いまだ予算はついていないといえます。なぜなら、「長期保全計画の改善の際にこれらの施設の改善を行うから」との説明でした。「卒業式や入学式の際に電気が切れないように、改善されるまでに事故が起きないように」というのが「ささやかな願いです」とも説明されていました。

ところが平成27年度設計着手校一覧には千代ヶ丘小、虹ヶ丘小の名前はのっていませんでした。千代ヶ丘、虹ヶ丘小学校の体育館はいつ整備されるのでしょうか、伺います。

また、麻生区内において、28年度長期保全の設計・工事に着手予定の学校名を伺います。

◎答 弁

千代ヶ丘小学校及び虹ヶ丘小学校の体育館につきましては、平成28年度から再生整備の設計に着手し、平成30年度末に改修工事が完了する予定となっております。

また、麻生区内におけるその他の学校の平成28年度着手予定につきましては、設計は片平小学校の校舎及び体育館、工事は西生田中学校の体育館でございます。

■ 予算審査特別委員会 自民党 末永委員（3月7日） ■

◆ キャリア在り方生き方教育推進事業費について

◎質 問①

次に、13款・1項・5目、教育指導費の中の「キャリア在り方生き方教育推進事業費」について教育長に伺います。

本事業費は平成28年度、6,673,000円の予算が計上されております。キャリアノートの作成費用はそのうちいくらで、残りの金額をどのようにして使うおつもりでしょうか伺います。

◎答 弁

667万3千円の内訳といたしましては、
キャリア在り方生き方ノート作成費 483万1千円、
実践事例集や啓発リーフレット作成費 170万8千円、
研究推進校の研究等に係る経費 13万4千円となっております。

◎質 問②

「キャリア在り方生き方教育」は川崎市独自の取組であり、今年度から市内推進協力校8校で実践されております。本市や地域への愛情や誇りを育て、将来の担い手となる人材の育成をねらいとしているとのことです。先般我が党の代表質問を受けて、教育長は「平成28年度から全ての市立学校において展開し」と御答弁いただきました。そこで課題となるのは、いかに運用をしていくかであります。

そこで私は先日3月2日、推進協力校の一つである中原区の木月小学校の取組を視察してまいりました。「1/2成人式」というイベントを開催され、地域の方や保護者の方も参観に来られていました。小学四年生の児童の皆さんが、日本の音階で作曲した二小節の曲をリコーダーで披露した後、「10年後のすてきな20才へ」とのテーマで、自分はこういった20才になりたいといったことを全員が一人ずつ壇上に上がり、それを一言で発表していました。保護者の方もお子さんの姿をカメラやビデオで撮るといった大変微笑ましい光景がありました。本イベントを開催する前に、授業でキャリアノートを使用し、実際に2回ほど本校卒業生で20歳になった方が本校で発表をされたという背景もあったとのことです。

また、キャリア在り方生き方教育の実践に関わる授業風景のVTRを拝見させていただきました。キャリアノートを総合の時間で国語と関連させたかたちで使用したり、学級会など折々で活用していたとのことです。本校では本取組を学校全体で進めるために、校長先生のリーダーシップのもと、実践のビデオをつくるよう職員に呼びかけることによって職員の心が一つになったとのことです。学校報告会でビデオ上映をし、それが話題となり、地域誌に掲載もされたそうです。

一方で、推進協力校は推進しないといけないという使命感によりキャリアノートを十二分に活用し、推進できるのだと思いますが、全校で実施する場合、はたして運用がうまくなされていくのかどうか一抹の不安を覚えます。ノウハウがうまく共有されず、むしろ教員の皆さんが負担増

だと受け止めてしまい、宝の持ちぐされになることを危惧します。川崎市特有の「共生共育」や「道徳の授業」との整合性、連動性はどのようになっているのでしょうか。「道徳」においても学校毎に採用している副読本や文科省の「わたしたちの道徳」などたくさん教材があります。そこでキャリアノートの使用を学校ごとの裁量に委ねるのか、それとも強制力をもたせるか。本事業をどのようにして全校で推進していくか、その運用面を含め、広報等、取組の方針と課題について教育長に伺います。

◎答 弁

はじめに、「キャリア在り方生き方教育」は、かわさき教育プランの基本目標である「自主・自立」「共生・協働」を学校教育において実現させるため、基本政策Ⅰ「人間としての在り方生き方の軸をつくる」に位置付き、大変重要な施策の一つと考えております。子どもたち一人ひとりが将来直面するであろう様々な問題に柔軟、かつたくましく対応できる力を育てるために、学校の全ての教育活動を通じて推進されていくことが大切でございます。

今後は、道徳教育や「共生＊共育プログラム」などの取組と「キャリア在り方生き方教育」が相互に、適切に結びつきながら、子どもたちに社会的自立に必要な力や態度を培っていきけるよう、計画的、系統的な教育を図ってまいります。

「キャリア在り方生き方教育」におきましては、今までの教育活動を、「自分をつくる」「みんな一緒に生きている」「わたしたちのまち川崎」の三つの視点から捉え直し、価値付けてまいります。

次に、キャリア在り方生き方ノートでございますが、子どもが自らのキャリア発達を確認するとともに、将来に向けた意欲の喚起や持続、生き方を考えることに役立つものでございます。自学自習的な活用、生活記録的な活用、学習の動機付けや発展としての活用など、授業の時間だけでなく、朝の時間や帰りの会などの短い時間でも、子どもや教員が楽しみながら、教員が負担を感じることはないよう、様々な場面で工夫して使える内容構成となっております。活用の方法につきましては、各学校の裁量に委ねられますが、このような活動が促されるよう、キャリア在り方生き方教育の三つの視点や教科等との関連、使用が考えられる具体的な場面の例、指導のポイント等を示した、「教師用指導資料」を作成し、各学校へ配付する予定でございます。

「キャリア在り方生き方教育」の取組につきましては、学校の実態に応じて、計画的・効果的に活用されるように、昨年度「キャリア在り方生き方教育の手引き」を配付し、校内組織作り、全体計画の作成、地域との関わりなど、学校運営の方針の位置付け等、充実した実践の手がかりとなるようにしております。

今年度、推進協力校8校からは、「校内研修などを通してキャリア在り方生き方教育の職員間での共通理解が深まり、自校のよさを見つめ直し、カリキュラムや授業内容等の整理を全職員で行うことができた。」あるいは「多くの生徒が異学年交流の体験活動を通して自分の成長を感じた。」という成果に関する報告を受けております。

しかしながら、来年度全校で本格的に実践するにあたり、推進協力校以外では、キャリア在り方生き方教育の意義の理解や取組方法が、まだ十分に理解されていない面もございます。こうした課題を解決するために、教育委員会では、各校のキャリア在り方生き方教育の担当者を対象とした研修会で、推進協力校の取組を報告するとともに、指導主事の学校訪問や初任者研修、15年経験者研修のプログラムにキャリア在り方生き方教育の推進についての内容を組み込み、充実を図ってまいります。

また、来年度は、研究推進校を設置し、教育活動の見直しと改善、キャリア在り方生き方ノートの効果的な活用、計画的・系統的な実践の検証等に取り組むとともに、その実践と成果を全校に発信し、普及啓発してまいります。

家庭や地域に対しては、学校説明会や懇談会、リーフレットの配付等を通じて「キャリア在り

方生き方教育」の目標や内容を伝え、理解を図ってまいります。

◎質問③

また、キャリアノート中学生2・3年は、大人が使用してもよいぐらい内容的に充実しています。保護者が使用したり、生涯学習の教材にもふさわしいのではないかと思います。親と子がともに学び合うことが大事であり、保護者がキャリアノートをお子さんに積極的に勧め、ともに考え交流していくことが意義あることだと感じます。家庭との連携策などはどのようにお考えでしょうか。教育長に伺います。

◎答 弁

「キャリア在り方生き方教育」が十分に展開されるためには、学校が児童生徒の生活の基盤である家庭と積極的にかかわりを持ち、ともに連携・協力をして進めることが重要でございます。

今後、各学校では、学校説明会や学級懇談会、学校だより等を活用して家庭・地域への「キャリア在り方生き方教育」の啓発に取り組んでまいります。

保護者が、キャリア在り方生き方ノートを子どもとともに読んだり考えたりすることを通して、「キャリア在り方生き方教育」の具体的な内容について親子で話し合い、理解を深めていただきたいと考えております。

また、「キャリア在り方生き方教育」では、地域との関わりも大切にしておりますので、地域での活動が積み重ねられることで、学校と地域で子どもたちを支援する体制が、一層強まるものと考えております。

◆ 防犯カメラについて

◎質問

次に、13款・8項・1目、教育費、教育施設整備費のうちの義務教育施設整備費について伺います。そのうちの一般修繕費における川崎市立学校における防犯カメラ設置の拡充を、昨年9月の決算審査特別委員会の総務分科会で要望させていただきました。近年、他都道府県において小学校に不審者が侵入し、児童を殺傷する事件も起こっており、学校に防犯カメラの設置は犯罪抑止、犯人特定のために急務であります。京都市や名古屋市では全市立小・中学校で防犯カメラが設置済とのこと。同委員会で私が要望させていただいた時点から今日までで、本市小・中学校において防犯カメラは設置され、現在何台設置済みでしょうか。学校名や防犯カメラの金額や警備会社との連携もあるのかどうか含めて伺います。

◎答 弁

はじめに、防犯カメラの設置状況についてでございますが、平成27年9月以降に設置した学校は井田小学校、塚越中学校、麻生中学校の3校11台でございます。これまでに設置している学校は、平成28年2月末日現在において、計33校115台でございます。

次に、防犯カメラの経費につきましては、設置場所や確認モニターの有無等により異なりますが、設置経費等を全て含めると、1台あたり30万円から50万円程度となっております。

現在、警備会社との提携は行っておりませんが、防犯カメラは、外部からの侵入者の確認だけでなく、犯罪の抑止力の一つになり、近隣住民の方の安心にも繋がるものと認識しているところでございますので、今後につきましても、児童生徒の安全を第一に考え、個人情報保護に留意しつつ、防犯カメラの設置推進に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

◆ 農業体験について

◎質問

農業体験活動によって児童に「農業」の難しさ、大変さや、厳しさを伝えることも大切です。手をかけても失敗することがあり、食糧生産が簡単なものではないという理解は様々な気づきにもつながります。

そこで、教育長に伺います。本市における農業体験活動の取組について、また、その活動によって、児童、地域、PTA、家庭、職員が得られた効果をどのように分析されているのか伺います。

また、新年度の取組について伺います。

◎答弁

今年度の実施状況につきましては、小学校では、113校中95校、中学校では、52校中21校で取り組んでおります。そのうち、地域における農作業や農家の方による指導を取り入れている学校は、小学校では52校、中学校では19校ございます。

具体的な活動といたしましては、小学校では、地域の農家の方の指導のもと、野菜の栽培を行い、PTAバザーで収穫した野菜を販売する等の取組がでございます。中学校では、働く人の思いや願いを知り、自分の生き方を考えることを目的とした職場体験学習において、地域の農家で農業の体験学習を行っている学校がでございます。

体験した子どもたちからは、「野菜作りの大変さを知り、食べ物のありがたさがわかった」、「農家の方の見えない工夫や熱意が伝わり、感謝の気持ちが湧いてきた」、保護者からは、「土に触れることは都会では味わえない貴重な経験であり、続けてほしい活動である」、教員からは「子どもたちにとって農業を営む方とともに働くことを通して、農業に携わる人の工夫や努力を学び、仕事の大切さを知る機会になった」との声があがっております。

このようなことから、農業体験活動は、収穫するまでの大変さや喜びを実際に体験する場となり、地域の方にとっては、子どもたちとの交流を深める場となっております。地域に対する理解や愛着を深める上で価値あるものと考えております。教育委員会といたしましては、引き続き、学校が校地や地域の実態に応じて農業体験を行うとともに、こうした取組や子どもたちの声を保護者、地域に向けて発信するように働きかけてまいります。

◆ 学校トイレの現状について

◎質問①

川崎市教職員組合がまとめた「学校教育白書」には、少人数学級の実現と共に、学校トイレの改善が切実な要求としてあげられています。「子どもたちは古くて暗いトイレにびっくり」「1年生は怖いとおびえてしまうほど」と切実な訴えが並びます。私も2月24日、宮前区内の小学校4校を視察しました。何れの小学校も部分的に改修が行われていましたが、まだ、古いトイレを多くの児童が利用せざるを得ないというのが実態です。

とりわけ、古いトイレでは、男子用も女子用も洋式トイレが1箇所しかなく、和式になれていない児童が利用できないという深刻な実態もあります。

また、週1回の清掃では、においの取れないトイレも多く、新しくなったトイレとの差に驚くほどでした。子どもの居場所として学校は長時間を過ごす大切な場です。トイレも学校生活の大切な要素です。児童が利用したがる古いトイレの現状について、教育長の見解を伺います。

◎答 弁

私も教員として学校現場に長くいた経験があり、多くの学校トイレの現状を見てまいりました。建築年度が古い学校のトイレは和式が中心であり、また夏場における臭気対策など、学校トイレに関する児童生徒からの要望は高いものと認識しておりまして、教育委員会といたしましても、児童生徒の生活スタイルに見合った健康的で快適な教育環境の整備は重要であると考えているところでございます。

このようなことから、古い学校のトイレについて、洋式便器の設置、床面のドライ仕様、自動水栓への変更等を行うことにより、児童生徒が気持ちよく学校生活が送れるよう、平成 20 年度から学校トイレの快適化事業に取り組んでいるところでございます。また、平成 28 年度からは、学校施設長期保全計画における校舎の改修工事が着手されることから、併せて学校トイレの快適化に取り組んでまいります。

◎質 問②

トイレのリニューアルは、以前から行っている「教育環境整備事業費」の「学校トイレ環境整備事業費」と新年度から着工が始まる「学校施設長期保全計画」に基づいた、学校全体の改修の中でも、行われています。それぞれ、新年度の整備予定校をお示しください。

◎答 弁

学校トイレ快適化事業においては、殿町小、小田小、宮前小、西菅小、桜本中、臨港中、平中学校の7校で改修を実施する予定でございます。また、学校施設長期保全計画推進事業では、夢見ヶ崎小、久本小、宮内中、東高津中学校の4校の校舎改修において、未改修のトイレの改修を実施する予定でございます。

◎質 問③

「長期保全計画」では、2014年度から2023年度までの10年間で築21年以上の校舎134校のトイレ改修を行うこととされていますが、あと8年間での整備は可能なのか、見通しを伺います。

◎答 弁

本計画では、計画策定時における校舎の築年数が21年から30年までのBグループ36校と、31年以上のCグループ98校の校舎改修において、ドライ化と便器の洋式化等によるトイレの快適化を図ることとしていただいております。第1期取組期間である平成26年度から概ね10年間で順次着手することにより、計画的な整備に努めてまいりたいと考えております。

◎質 問④

トイレの全面改修は「長期保全計画」の中で行うとしても、先行して「学校トイレ環境整備事業費」で各階1箇所だけでも改修することは重要だと思います。国の補助金などもさらに活用することも必要です。「学校トイレ環境整備事業費」として、現在7校ずつ整備を進めていますが、改善校数を増やすべきと思いますが、伺います。

◎答 弁

今後につきましては、学校トイレ快適化事業に加え、学校施設長期保全計画推進事業においてもトイレの改修を行うことにより、トイレが快適化されていない学校の解消、学校の全てのトイレの快適化を目指し、引き続き可能な限りの早期実現に向けて計画的に取り組んでまいります。

◆ 教育委員会会議録について

◎質問①

次に、歳出の13款1項1目教育委員会費に関連して教育委員会会議の議論のあり方について教育長にお伺いいたします。

まずは、会議録についてです。会議録のあり方については、これまでもより市民に開かれた会議となるよう検討・改善がなされており、平成25年度から理事者による説明を含めた全録方式に近い形を採用して頂いております。これにより、市民により開かれたわかりやすい会議録になったことは望ましいことと考えております。一方で、昨年公文書開示請求の対象となっていた会議の音声録音データを誤って消去してしまった件は、市民の方々が疑念を抱くきっかけとなり、教育委員会への信頼を揺るがしかねない事案であったと私は認識しております。このことが教育委員会に対する市民の印象にどのような影響を与えたと認識していられるのか、教育長の見解をお伺いいたします。

◎答弁

教育委員会では、会議録作成のために音声を録音し、会議録作成後には消去しておりました。

しかしながら、公文書開示請求があった場合には、一年間の保存義務があったにもかかわらず、今回、通常の処理と同様に、録音データを会議録作成後に消去してしまったものでございます。

教育委員会といたしましては、録音データの管理につきまして認識を誤っていたと考えており、大変重く受け止めております。このことは、市民の皆様が疑念を抱かせることになり、大変申し訳なく思っております。

◎質問②

私は、昨年春より、20校を超す学校視察を行い、拡大要請訪問をはじめ、先生方の各種研修の視察を行ってまいりました。そこで当初、本定例会では、視察を含め調査・研究を行ってまいりました先生方の資質向上などについて議論をさせて頂きたいと考えておりました。しかし、教育委員会会議は本市の教育施策の根幹をなす会議であり、その会議に対する市民の信頼醸成は必要不可欠であります。また、会議でより闊達な議論を行っていただくことは教育施策が前進するための大きな要素であると確信しておりますので、教育長と交わす初めての議論が創造的・発展的であると言い難いことは大変不本意ではありますが、以下教育委員会会議のあり方について質問をさせて頂きます。初めに、改めて現在の会議録の作成方法を教育長にお伺いいたします。

◎答弁

教育委員会会議を、ICレコーダーを用いて録音し、原則的には、1時間以内の会議につきましては担当職員が、1時間を超える場合には、業者委託して会議の記録を作成しております。

会議の記録が作成されますと、各教育委員及び発言をしている職員が校正を行い、読みやすさ等のため、文意を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどの整理を行っております。

その後、教育委員会会議で承認を行い、会議録署名委員の署名後、公式文書としてインターネットなどに掲載を行っております。

◎質問③

この会議録のあり方については、過去何度か議会で議論があったと認識をしております。そして、平成25年度からより全録に近い現在の作成方法になりました。このように改善が行われてきたことは望ましいことと考えておりますが、まだ改善の余地が残されていると考えております。

それは、公開の場である教育委員会会議で承認を行う前に・非公開の場で校正が行われているという点です。もちろん、そのような機会を用いて文意を損なうような校正が行われているとは考えておりません。しかし、先ほど教育長にご答弁頂いたように市民が疑念を抱いている今の状況で、公開の場ではなく、非公開の場で校正作業が行われていることについて、市民の理解が得られるとお考えでしょうか。教育長の見解をお伺いいたします。

◎答 弁

教育委員会会議での発言が文章化されたときに、発言者の真意を正確に伝える必要がある場合や、重複表現、言い回しなど、読みやすさを図る必要がある場合に限り、教育委員または発言をしている職員が、文意を損なわない範囲で校正を行っているところでございます。

最終的には、教育委員会会議において承認し、会議録署名委員2名が署名して会議録を確認しているところでございまして、会議録の作成につきましては、引き続き適正に取り組んでまいります。

◎質 問④

市民の方に読みやすいようにというご配慮はありがたく感じております。しかし、ご答弁の内容を裏返せば、本市の教育施策の意思決定機関である教育委員会に参加して頂いている方々は、会議録という形で文章化されていなければ、自らの発言内容が真意と合致しているかどうか判断することができないということでしょうか。仮に真意とは違う言い回しになってしまったと感じた場合には、すぐにその会議の中で訂正などを行うことで十分対応が可能ではないでしょうか。さらに、公の会議での発言は、ご本人がどのような真意をもって発言されたのかということだけではなく、客観的にその発言を受け取った側がどのように解釈したのかということも重要です。川崎市の教育委員という看板を背負う以上、そのような自覚があってもよいのではないのでしょうか。

また、理事者による説明を会議録に記載することとした平成25年度は、会議録に「発言の要旨」を記載するとされている教育委員会会議規則を見直すよい機会でありました。しかし、会議規則の見直しについては教育委員会会議で議論のテーマとなることはありませんでした。現在全録方式に限りなく近い状態であることには同意致しますが、会議規則が見直されていない以上、会議録の作成過程のどこかに規則に全録と明記できない理由があるのではないかと市民が疑念を抱くことはごく自然のことのように思います。

以上の2点、会議録の作成方法と、会議規則の見直しについて教育委員会会議で改めて検討すべきと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

◎答 弁

教育委員会規則では、会議録の記載事項といたしましては、「報告事項の要旨」、「議案に関する議事および議決の要旨」等となっておりますが、平成25年度からは、一部の校正は行っておりますが、「要旨」にとどまらず、可能な限りほぼ全録の記載内容としたところでございます。引き続き、詳細な審議内容が市民の皆様に正しく伝わるよう、規則の見直しも含めて検討してまいります。

◎質 問⑤

会議規則の見直しも含めて教育委員の方々に検討頂けるとのことですので、是非よろしくお願いたします。次に、教育委員会資料についてです。先月行われた教育委員会では、平成28年度予算案の教育費について議論がありました。その際に使用していた資料では、職員の定数が4名減ると記載してありました。1298人が1294人になるという記載でしたので、全体に与える影

響は少ないと考えた委員が多かったのか、その点については特に議論にはなっておりませんでした。しかし、私たち市議会に提出されている職員定数条例案によれば、教育委員会の定数は来年度14名減ることになっております。この差は、教育委員会資料の数値が条例定数ではなく、予算定数であったことによるものですが、教育委員の方は条例定数が14名減る可能性があるということを知られずに、教育費に関する議論を行っていたということになります。

総合教育会議ができたとは言え、依然として教育委員会会議が川崎市の教育に関して負っている責任は大きいはずで、より建設的で正確な議論を行っていただくためには、少なくとも私たち議会が持っている教育関連の情報は教育委員にも積極的に提供して頂く必要があると考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

◎答 弁

教育委員に対しては教育委員会会議において、報告事項として必要な情報について、随時情報提供をしており、それ以外にも、学校視察、スクールミーティング、教科書採択時など様々な機会において必要な教育関連資料を提供しているところでございます。

今後も、本市教育行政の執行機関として、教育委員には必要な情報を積極的に提供してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 自民党 老沼委員（3月8日） ■

◆ 学校給食における野菜について

◎質問①

次に給食事業に関し教育長に伺います。

給食に使用されている野菜の消費量の現状について伺います。併せて市内産野菜の消費状況について伺います。

◎答 弁

学校給食におきまして、昨年度に、公益財団法人川崎市学校給食会が「統一献立」用として調達した野菜類の総量は、約 1,600 トンでございます。そのうち、約 0.6 トンは市内産の大根を確保できましたので、一部の地区で提供したところでございます。

市内産の野菜につきましては、約7万7千食分の食材の確保が必要な「統一献立」において使用することは、その供給量から、難しい面もございますが、月に1回、各学校が実施している「自校献立」におきましては、地元の農家から購入するなどにより、可能な限り使用しているところでございます。

◎質問②

今後の給食事業に関し地場産野菜の使用についての展望を伺います。

◎答 弁

学校給食において地場産物を使用し、生きた教材として活用することは、より身近に、実感を持って地域の自然、食文化、産業等についての理解を深めることができるとともに、食料の生産、流通等に当たる人々の努力をより身近に理解し、食べ物への感謝の気持ちをいだくことができるなど、効果的な食育が推進できるものと考えております。

しかしながら、市内産野菜につきましては供給量等に課題がございますので、今後も可能な範囲で使用してまいりたいと考えております。

◆ 大学奨学金について

◎質問①

12月議会に続き、大学奨学金についてうかがいます。

12月議会の答弁では、「社会状況を注視しながら、他都市の奨学金制度の状況も見据えて、見直しも含めて検討する」とのことでした。他都市では奨学金制度を新設・拡充したり、深刻な問題となっている子どもの貧困対策として充実させている自治体が増えています。栃木県那須塩原市は、貸与制奨学金の応募数減少の理由を分析したところ、その理由が『貸与金額が少ないため』であると結論付けたことから給付制奨学金を創設しました。その理由は、給付型導入を含め奨学金制度を充実することにした。」と報道されています。

また、富山市は生活保護世帯を対象に給付制奨学金を創設、浦安市も給付制奨学金の成績用件の緩和に踏み出すなど、子どもの貧困対策の一環として取り組みを強化しています。

このような自治体の給付制奨学金を新設し、拡充する動きが広がっていますが、こうした動きをどうとらえているか、伺います。

◎答 弁

本市の大学奨学金の制度につきましては、川崎市大学奨学金貸付条例第1条に規定している目的に則って、無利子で貸付を行っており、学資の支弁が困難である学生にとって有意義なものとして認識しております。

御紹介いただきました制度につきましては、それぞれの自治体におきまして、地域の特性に沿った施策を展開しているものと考えております。

◎質問②

有利子の貸与制奨学金が奨学金制度の大半をしめるようになってから、多くの学生が返済できずに結婚に踏み出せない、などの実態が報道されています。子どもの貧困、貧困の連鎖を防ぐ上でも、少子化を克服するためにも、給付制奨学金を新設することが求められています。給付制奨学金の創設を検討するべきと考えるが伺います。

◎答 弁

本市におきましては、既に川崎市高等学校奨学金において、給付型の奨学金を実施しているところでございます。

大学奨学金につきましては、他都市の奨学金制度を調査・分析しているところでございまして、引き続き社会状況等を注視しながら、国や県の経済的支援策の状況を見据え、見直しも含めて検討してまいりたいと考えております。

◆ 市立高校定時制生徒への自立支援事業について

◎質問①

新年度予算案で、定時制高校に「居場所づくり」をする支援員を配置し、生徒の進学や就職にむけた支援事業を行うと提案されています。私ども日本共産党はこの間高校生の就労支援を学校に出向いて行うことを提案してきましたので、重要な取り組みが一步前進したと、受け止めています。

この間私たちはたびたび市立定時制高校を訪問し、いじめを受けた経験や不登校の経験、経済的な困難、低い自己肯定感など、生徒が重層的に抱える生きづらさや複雑な家庭環境への対応に、教育現場の皆さんが苦勞されている実態を伺ってきました。社会の矛盾が集中している定時制高

校に社会的な資源を投入して、教育から職業へスムーズに移行できるように支援することは社会全体のリスクを軽減するためにも重要です。

25年度の経済労働局によるモデル事業、26・27年度の健康福祉局によるモデル事業について、今回の新規事業が行われることとなりますが、これまでの事業をどのように引き継いで発展させるのか、この事業はどのような問題意識と目的をもって行うのか伺います。

◎答 弁

定時制に在籍する生徒は、「中途退学や不登校を経験した者」「経済的に困難な家庭の者」「特別な支援を要する者」「海外とのかかわりが深く言葉の支援を要する者」が多いなど様々であり、全日制に比べ中途退学をする者の割合が高いことは大きな課題であると認識しております。

これまでの取組といたしましては、市立川崎高校において、平成25年度には経済労働局による就労支援の事業が行われ、専門的な知識をもつ就労支援員が定期的に学校に配置されることで、主に4年生を対象に具体的な就職活動に向けた支援の充実が図られました。平成26・27年度には健康福祉局による居場所づくりを中心としたカフェ形式の事業が行われ、生徒が自由に参加できる場に年齢の近い身近な存在となるスタッフが配置されることで、様々な課題や不安を抱える生徒の居場所づくりや学習を行うきっかけづくりが行われるとともに、保護者や教員にはなかなか相談できないような悩みなどを気軽に相談できる体制がつけられました。

教育委員会といたしましては、これらの事業を総合的に取り入れたうえで、主に中途退学率が高い1・2年生への効果が期待できる「生徒の居場所づくり」や「相談体制の確立」「基礎学力の定着」などに取り組み「中途退学の防止」を図ってまいります。また、3・4年生を中心に効果的な進路指導が期待できる「就労支援」を充実することで、具体的な就職活動に向けた支援の充実が図られるよう、モデル校にて検証してまいります。

◎質 問②

私たちが数回視察してきた県立田奈高校は、生徒の「困り感」に寄り添うキャリア支援・学習支援を全国に先駆けて行ってきました。校内に「キャリア支援センター」を設置し、校外の様々な資源も活用した支援を行った結果、7～8%という中退率が数年後には3%程度と半減しています。

本市のモデル事業は委託による職員を配置する案ですが、キャリア支援センターを設置していたときの田奈高校には、センター長に副校長を配置し、授業時間を軽減させたセンター担当教員が2人、他に就職指導支援員と相談支援員を1人ずつ、さらに若者サポートステーションから2名が配置されていました。多忙な学校現場が外部との連携を機能的に行うためには、学校側と強く連携した手厚い体制なしにはできません。また重層的なリスクを抱える生徒に対応して社会資源の活用ができるスタッフが必要です。人員配置についての見解を伺います。

定時制高校の就労支援には独特の困難があります。田奈高校にはキャリアコンサルタントの資格を持つ就職支援員が配置されていましたが、このモデル事業では就労支援の専門的知識や経験を持つスタッフは置かれるのでしょうか。伺います。これらの専門スタッフの配置を含めた体制の構築を今後の検討課題とするべきですが、見解を伺います。

◎答 弁

就労支援においては、「コネクションズかわさき」や「キャリアサポートかわさき」のスタッフなど専門的な知識や経験、キャリアカウンセラーの資格を有する外部人材を活用することが有効であり、また、居場所づくりや学習支援においては、生徒と良好な関係を築きながら学習支援ができ、身近な相談相手となる外部人材を活用することが効果的であると捉えております。

また、このような外部人材は、支援の過程において、生徒の抱える課題などを把握することも

想定されますので、教員は外部スタッフとの連携を密にしながら情報を共有し、生徒の状況によっては関係機関につなげるなど適切な支援を行うことが大切だと考えております。

平成28年度につきましては、川崎高校定時制においてモデル事業を行ってまいりますが、市立高校定時制における中途退学率は、ここ数年10%を超える高い数値を示しており、学校では「中途退学の防止」を最も大きな課題としておりますので、「居場所づくり」や「学習支援」を中心とした支援の充実が図られるよう外部人材の配置を行ってまいります。また、「就労支援」の充実につきましては、学校が関係機関と連携し、適切な外部人材が活用できるよう、教育委員会としても支援してまいります。

■ 予算審査特別委員会 民主みらい 岩隈委員（3月9日） ■

◆ 食育について

◎質問①

食育について伺います。

SPCに対する要求水準書には、食育支援業務が明記されています。中学校給食事業にあれだけの市費を投入するのであれば、単に中学生だけに資するのではなく、市民益に資するよう昨年12月の議会では、試食会の対応などを代表質問で取り上げるとともに、議案審査の際には、企業連携献立の提供等についても議論しました。

企業連携献立の提供等のところでは、市内企業等と連携し、企業独自の献立の提供や出張授業等、企業の専門的なノウハウを生かした食育を実施し、食育への関心を高めるとあります。

「学校における食に関する指導プラン 中学校版」というのを平成25年3月に教育委員会「学校における食育推進検討会議」が策定しています。

今後、この改定をすべきではないか。という質問に対し、「学校給食の手引きとともに、局内で調整がついていないが、平成28年度の夏に案、そして秋ぐらいまでには、両方が違うことにならないように考えていきたい」と答弁されています。来年度予算案には、改定版の策定にあたっても予算措置はされているのでしょうか。

企業等との連携による食育の充実と指導プラン中学校版の改訂版をいつまでに策定するのか伺います。

◎答 弁

はじめに、民間企業等との連携による食育についてでございますが、昨年度より、ご提案の企業も含め、民間企業等との地産地消や、食を通じた健康づくり等の連携について、関係局とともに検討しているところでございます。

次に、「学校における食に関する指導プラン」の中学校版についてでございますが、本年秋を目途に中学校完全給食の実施に伴う改定を予定しているところでございます。

◎質問②

先行実施された東橋中学での評判はおおむね良好です。一方、保護者からの要望として、とりわけ部活動を行っている生徒たちは、弁当のときは、運動に備えてボリュームの多いお弁当を持参していたが、給食ではある程度の量は決まっているので足りないために、おにぎり等食べ物を持たせて欲しいというお声もありました。これについての見解を伺います。

◎答 弁

中学校給食の献立につきましては、文部科学省が示す「学校給食摂取基準」や「学校給食の標準食品構成表」等に基づき作成しているところでございますが、おにぎり等の補食の持参につき

ましては、集団生活の場である学校における補食の必要性や在り方、衛生管理上の課題等もござ
いますので、他都市の状況も参考にしながら、慎重に検討する必要があるものと考えております。

◆ 学習支援・居場所づくり事業について

◎質問

学習支援・居場所づくり事業について伺います。

来年度より、中学2年生1年生に対象者が拡大されます。健康福祉局は、ケースワーカーの方々が家庭訪問する際に、案内のチラシ等を活用して働きかけをしています。対象者は、中学校生徒であり、日中は学校で生活しています。各学校において、校長先生なり教員が、生徒のプライバシー等に十分配慮した上で、本事業の紹介や働きかけを子どもたちに行なうことで、学習の機会の選択肢が広がるのではないのでしょうか。教育委員会の協力・連携を求めたいと考えます。対応を伺います。

◎答弁

学校における本事業の紹介や働きかけにつきましては、生徒やご家庭のプライバシーに十分に配慮する必要があると考えておりますが、この事業の重要性は十分、認識しているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後、本事業への学校の理解を深めるための働きかけを行う機会を設けたり、学校が保護者との面談を通して事業の紹介を行うなど、本事業の円滑な運営に資する具体的な協力の在り方について、所管局とともに検討してまいりたいと考えております。

◆ 中学生生徒死亡事件について

◎質問①

不登校対策について教育長に伺います。

中学生殺害事件とも関連することですが、私は、従前より、本事件について、学識経験者やメディア等へ継続してヒアリング調査を続けて参りました。

その中において、教育委員会、庁内対策会議の報告書について、その精度については不十分であること、貧困対策などの記述がなく、ミスが生じた組織内部の部署や箇所、いわゆるボトルネックを具体的に検証、明らかにしないことには、その後の改善や運用が半端なものになる懸念があると一貫して主張してきたところです。

そのような中、2月20日の新聞報道に、昨年5月に教育委員会がとりまとめた中学生殺害事件報告書についての記事がありました。

これによると、情報公開請求で新たに開示された中に、非公表の指導課作成の中間報告書原案があり、そこには、当該校における「不登校対策委員会」が機能していないことなど具体的な記述がみられたものの、それが、昨年5月に公表された最終報告書には削除され、明記されていない事実が明らかになりました。

案文から最終報告書に至る経過の中で、当初は、ボトルネックが生じた部署を明確にしていたにも関わらず、どのような判断の下、削除されたのか明らかにして下さい。

◎答弁

教育委員会事務局検証委員会では、事件の背景を探り、本事業からどのような教訓が得られるのか、また、再発防止に向けて何が必要なのかを明らかにするため、調査・検証に基づき、収集した情報を精査し、一面的な評価にならないよう留意しながら慎重に検討していく過程で、加筆・修正を重ねた上で、報告書を作成いたしました。

報告書におきましては、委員からご指摘いただいております「問題の生じた箇所が明らかにな

っていない」という点については、十分にお伝えできていないところもあろうかと考えております。

本事案におきましては、その背景の把握や状況に合わせて指導方針を振り返り、修正を図るためのサイクルが十分に機能していなかったこともございましたので、このことを大きな反省材料として受け止めており、今後の取組に反映させてまいりたいと考えております。

◎質問②

中学生殺害事件の最終報告書からは、当該校における不登校対策委員会が機能していなかったこと。そして、主任会や学年会が不登校対策委員会を兼ねており、それが情報共有中心で、対策が十分行われていなかったことなどは、全く明らかにされておりません。

これまで、教育委員会は議会に対し、不登校対策については、「登校支援チーム」の整備などで早期発見、対応を図ると答弁されておりますが、それが形がよい化していたこととなります。

今回の事件を経て、当該校においては当然改善されているものと認識しますが、市内の公立校においては、今回の教訓を経てどのように改善が図られたのか伺います。

◎答弁

各学校では、これまでも、児童生徒の状況に応じて、登校支援チームを編成し、様々な支援に努めてきたところでございます。

しかしながら、教育委員会といたしましては、突然理由もなく欠席が続いた場合や、長期欠席の兆候がみられる場合などについて学校が危機感を高め、「何よりも本人に会うこと」、「躊躇せず関係機関と連携すること」など、速やかに支援体制を構築することの重要性を改めて認識したところでございます。

そのため、今年度より校務支援システムを活用し、長期欠席傾向やその兆候のみられる児童生徒の状況を区・教育担当が学校と共有し、状況に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣を働きかけるなど、各学校の取組に対する支援を強化したところでございます。

また、今年度より毎年2月を「学校体制振り返り月間」として位置付けることとし、各学校が主体的に指導体制の改善や強化につなげられるよう、点検と評価の強化を図ったところでございます。

今後も、引き続き各学校の不登校対策のさらなる充実に向けて努めてまいります。

◆ 英語教育について

◎質問①

来年度は、ALTの配置がゼロとなっております。

12月議会で議案となった「新たな総合計画」第1期実施計画素案に、事務事業 英語教育推進事業「ALTの配置による小・中・高等学校における外国語(英語)教育の充実」が明記されています。

今回示された「新たな総合計画」第1期実施計画案では、「ALTの配置による小・中・高等学校における外国語(英語)教育の充実に関する検証」に変更されています。

昨年の予特の質疑において、平成26年秋に行なったALT活用状況等調査の内容について質問したところ、教育長より、ALTの配置には効果が認められることと充実を努めるということを答えられています。

来年度は、ゼロ配置となっておりますが、予算要求はどのように行なったのか伺います。

また、将来的に小学校3・4年生に外国語活動が拡大するにあたり、小学校・中学校の連携が予測されます。文科省が平成26年度に行なった「英語教育実施状況調査」の結果においても、全国的に小中連携に取り組んでいる中学校区は増加するとともに、連携したカリキュラムの作成に取

り組んでいるところも見受けられます。

本市でも、将来に備えて小中連携を充実させるべきだと考えますが見解を伺います。

◎答 弁

小学校におきましては、高学年において毎時間のA L Tとの授業を実現してまいりましたが、今後の中学年における外国語活動の導入に向け、A L Tを中学年の指導にも活用するとともに、研修等において指導力を向上させた学級担任等による単独の指導も充実させる必要があると考えております。

また、中学校におきましては、平成28年度について、週1回のA L Tとの授業の実現を検討してまいりましたが、現在配置しているA L Tのより有効な活用方法について研究・検証を行うこととしたところでございます。これを踏まえ、望ましい配置の在り方を検討してまいります。

次に、小中連携の充実についてでございますが、本市におきましては、平成21年度末より全中学校区に連携教育推進協議会を設置し、小中学校9年間の学習に連続性をもたせ、確かな学力を育成する取組を継続させております。

外国語教育につきましては、今まで小学校と中学校に学校種ごとに、A L Tを配置してまいりましたが、来年度より、さらに小中連携を強化できるよう、中学校区内において、同一のA L Tを配置したり、A L T相互の情報交換を行う機会を設けるなど新たな取組を進めてまいります。

今後は、小学校における外国語学習の時間増に備え、小中連携も含め、A L Tの効果的な活用に取り組みでまいりたいと考えております。

◎質 問②

英語担当教員の英語力・指導力に関することについて伺います。文科省が求めている基準は、英検準1級以上、または、TOEIC730点以上等を課しています。本市の英語担当教員の英語力の状況と基準を満たしていない教員への対応を伺います。

◎答 弁

本市の状況につきましては、英検準1級等を取得している教員の割合を、全国と比較いたしますと、中学校では上回っているものの、高等学校では下回っている結果でございます。平成27年度の全国の調査結果はまだ公表されておりませんが、平成26年度に比べ、本市の状況は改善傾向にあります。

今後、教員の英語力・指導力の向上に向けて、全ての英語科教員に受講を義務付けている指導力向上研修を充実させるとともに、英検等の資格・検定試験等の受検を促してまいります。

■ 予算審査特別委員会 自民党 青木議員（3月9日） ■

◆ 子母口小学校・東橋中学校の校庭利用について

◎質 問①

合築整備によって、小中学校が一つの校庭で整備する計画になっています。小学1年生から中学3年生までが、一つの校庭を一緒に使用することになります。

この地域は、多摩川までも遠く、学校の工事前も休日は学校の校庭で野球やソフトボール、サッカーなどさまざまな活動を行っていましたが、一つの校庭になることで活動が半減してしまう上、運動会などの学校行事の実施を含め、校庭が使用できなくなることが懸念されますが、新しい校庭利用の考え方について伺います。

◎答 弁

現在、新しい校庭整備工事を進めているところでございますが、校庭完成後の利用につきましては、小・中学校それぞれの学校運営の中で調整を進めているところでございます。

施設開放への利用につきましても、中学校の部活動との調整を図りながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 公明党 岩崎議員（3月9日） ■

◆ 市立小・中学校のホームページについて

◎質 問①

小・中学校のホームページについて伺います。

本市の公立学校のホームページは、全体としてサイト制作技術が古く、頻繁に更新がされていない学校が多く見受けられます。またスマートフォンが携帯電話の半数以上に使用されているにもかかわらず、ホームページはスマートフォンなどモバイル端末に対応されていません。本市の現状と更新の実態を伺います。

◎答 弁

今年度の小中学校のホームページ更新状況につきましては、3分の1以上の学校が月1回以上の更新をしており、中には、200回以上更新をしている学校もございますが、定期的な更新が十分されていない学校もございます。

教育委員会といたしましては、情報教育学校担当者会を年3回開催し、その中でホームページの作成や更新に関する情報を提供し、定期的な更新を促しております。また、見る人にとってわかりやすいデザインのテンプレートを作成し、学校の担当者に活用を促すなどの取組もしておりますが、今後、さらに担当者への支援が充実するよう努めてまいります。

これまでPC版でのホームページの作成を進めてまいりましたので、モバイル端末の急速な普及に対応しきれない状況でございます。モバイル端末でもホームページを閲覧することは可能ですが、スマートフォン等の画面サイズに合った表示は難しいものとなっている現状でございます。

◎質 問②

大変に遅れていると感じます。情報化の時代です。現在のやり方を抜本的に見直し、保護者のニーズに応える情報を発信し、スマートフォンにも対応したホームページ造りが必要と思っておりますが、予算計上も含め今後の取り組みを伺います。

◎答 弁

今年度中に、市立中学校のコンピュータ室等の機器更新が完了いたしますので、これに伴い、全ての市立小中学校のホームページ作成用ソフトウェアがバージョンアップされ、スマートフォン等のモバイル端末の画面にも対応できるホームページの作成更新が可能となる状況でございます。

今後、モバイル端末に対応したホームページ作成に向けて、総合教育センターでテンプレートを用意するとともに、担当の教職員が更新できる技術を習得できるよう、マニュアルの作成や定期的な研修機会の設定などを行ってまいりたいと考えております。

次年度、新たに「第Ⅱ期川崎市教育の情報化推進計画」を策定していく中で、情報収集を行いながら、時代やニーズに合ったホームページの在り方や運営方法等についても検討してまいりたいと存じます。

◆ 木育について

◎質問①

木材の利活用という考えの中で、木育と言えば、木材を活用した施設や木材玩具について触れられることが多いわけですが、森林教育や地域文化との関係等も包含した総合的な教育が木育であるべきです。

森林教育という点では、土矯小学校や三田小学校で行われた山北出前レクチャーが行われている実績があり、学校現場だけでなく上下水道局の水源に関連して山北町交流事業が実施されています。

また、水源に関連した森林教育だけでなく、本市では、東柿生小学校や岡上小学校にて里山教育が行われている実績がありますが、これは、先ほどの港区では出来ないことが川崎市で出来るという象徴的なものです。

しかし、それぞれの取組が共通する点がありながらも、教育と交流事業がそれぞれで行われていることから、連携によりさらに理解が広まると考えられますが教育長の見解を伺います。

◎答 弁

現在、各学校においては、図画工作科で木材を利用した製作活動を行っております。また、社会科や理科においては、水源林の大切さについて理解を深める学習や、生物と人との関わりを学ぶ中で環境を守っていくことの大切さを学んでおります。また、総合的な学習の時間を使って、里山に携わる人々の思いを学び、地域の人とともに里山を守る取組をするなど、体験活動を通して、森林や里山の大切さを学んでいる学校もございます。

木を身近に感じ、限りある森林資源を大切にす教育や、地域の人とともに里山の自然を守る活動に取り組む教育は、子どもたちが身近な自然に目を向け、自ら環境を守るための活動を行っていく上で大切なことであり、関係団体と連携していくことは教育的効果を高めるものであると認識しております。

教育委員会といたしましては、学校が地域の実態等に応じて行っている活動が効果的に進められるよう、教員を対象とした研修会等で、必要に応じた情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

◎質問②

木育には、森林教育や里山教育にあわせ、木材を加工する技術の伝承を進めることも意義があります。

例えば、木材の加工後、建築物や家具や玩具のような木製品、紙製品や木質バイオマス等に活用されていきます。

そこで、木材加工のうち、主な用途である建築や木製品等に関する体験教育について伺います。

冒頭に木育の定義が学習指導要領にないと言っていますが、定義がなくでも、該当する事例があったり、課外学習で行われていたりということがあります。

そこで、木材加工の体験学習について、学習指導要領に基づいた図画工作の授業での本市の実践事例と、夏休み親子工作教室のような課外における本市の取組事例を教育長に伺います。

また、木材加工について、授業の場で学習するケースと課外学習が連携して行われているケースがあればお聞かせください。併せて、森林教育や里山教育と結びついている事例についても伺います。

◎答 弁

学習指導要領におきましては、小学校3、4年生の図画工作科では、木材を使用した題材を扱うことになっており、角材や建材の端材等を利用し、のこぎりで切る方法や釘を打つ方法の学習を通して、形の組み合わせやつなぎ方を工夫して作る活動が行われているところでございます。また、中学校の技術・家庭科の技術分野において、木材を材料とした作品の製作を通して、材料の再資源化や自然環境の保全についての学習を行っております。

また、「夏休み親子工作教室」は子どもたちに木工工作等の体験学習の機会や、親子が協働して作業に取り組み、親と子がふれあうことを目的として、市立小学校で夏休みを利用し、希望制で開催されております。今年度、113校中85校で実施しております。

その他の取組といたしましては、小中学校での自然教室における森林体験の中で、自然の木材を使用した製作活動等が行われております。

小中学校での木材加工について連携した取組につきましては、地域の専門家を招いて指導いただく取組の事例がございます。

さらに、岡上小学校では、地域の山と関わり、山道に山の木を使い安全に配慮した手すりを製作したり、憩いの場となるようにベンチを製作するなどの活動が行われております。

◎質 問③

現在、本市では、木材利用推進フォーラムが開催され、様々な検討が重ねられているところと思っております。

木材利活用の予算がある中で、木育の定義づけを初めに行うということが川崎らしい木材利用のあり方ではないかと思っております。

そして、ひとことに木育と言っても、様々な範囲に及ぶわけです。

ある方と意見交換をした際に、さらに別の要素について意見をもらいました。「木を火に変える、木を触る、木を割る、木を燃やして食を得る、暖をとる。すると、木の違いに気づく」ということでした。

木の加工は、火を使ったり、森林につながったり、食につながったりということで、木を一つとっても、いろいろな可能性を持っていることを示していくことが木育には必要ではないかと思っております。

昨年、宮崎県木材利用技術センターを視察しました。この施設は建物から飢肥杉で出来ていて、飢肥杉の案内を始め、様々な研究や検査が行われていると同時に、木材玩具や木製家具も展示されています。

この中で、木片を置くと、木の種類や適した用途等が表示される機材があり木育の一環として活用されています。

木育という定義をつくっていかねば、何となく木に関係すれば何でも木育という使われ方をしますし、木育は環境教育の要素を十分に含めていかねば、京都議定書精神にも反します。

そこで、木育の定義づけについて、どのように考えていくか、教育長に伺います。

◎答 弁

教育委員会といたしましては、木材の活用や森林を題材とした学習について幅広くとらえ、学習指導要領上の各教科等の学習内容と関連付けながら、適切に指導してまいりたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 公明党 吉岡議員（3月10日） ■

◆ 学校における情報システムについて

◎質問①

教育委員会では校務支援システムが本格的に稼働し始めました。学齢簿整備が課題です。早急に対応すべきです。見解を伺います。

◎答弁

学校には教育用システムと校務用システム、川崎市イントラネットシステムがございます。

教育用システムにつきましては、子どもたちが学習を進める上で自由に使えるためのものがございますので、子どもたちが不適切なサイトを閲覧しないようフィルタリングをかけた上でインターネットに接続しております。

校務用システムは、教員が子どもたちの成績や健康管理などの様々な事務処理をする中で個人情報を扱いますので、このシステムは、本市の情報セキュリティ基準に基づき、個人情報のインターネット流出を防ぐため閉ざされたネットワークとなっております。

川崎市イントラネットシステムは市役所とつながっており、行政文書や会計処理を行うためのもので、業務上必要な情報を得るためにインターネットに接続できるようになっております。

このような扱う情報の違いから別々のシステムで運用する必要がございます。

次に、学齢簿のシステム化についてでございますが、学齢簿につきましては、各区役所及び支所におきまして、約10万1千枚を紙台帳で管理しているところでございます。この学齢簿を全て電子データ化して一元的に管理し、住民基本台帳システムと学齢簿を自動的に連携する仕組みの構築等を目的として、現在、「就学事務システム」の稼働に向けた準備を進めているところでございます。

今後、本年4月からシステム構築を開始し、平成29年1月から就学事務システムを本稼働する計画でございます。

■ 予算審査特別委員会 公明党 花輪議員（3月10日） ■

◆ 通学路の安全対策について

◎質問

次に、教育費、児童生徒指導事業に関連して教育長に伺います。

本年1月20日、麻生区万福寺の世田谷町田線の通学路上のT字路で、小学校3年生男子児童が、乗用車にはねられ顔や手を骨折し、重傷を負うという大変に痛ましい事故がありました。

当該交差点は、危険箇所として、PTAや地域の方々にも安全見守りの対象となっただけに、このような事故が起きたことは、残念でなりません。

登下校時の通学路安全対策については、機会があることに取り上げ、その対策を求めてきましたが、今回の事故を受けて、改めて再発防止に向けた決意と今後の取組みを伺います。

◎答弁

本年1月に、通学路に該当する箇所において発生した事故につきましては、生命の危険にも及ぶ可能性のあった重大な事故であると認識しており、登下校中の発生ではございませんでしたが、改めて日常生活を含め、交通事故防止に向けた取組の徹底が必要であると考えております。

今回の事故を踏まえて、児童生徒への交通安全指導や注意喚起を図るよう市立学校へ改めて通知するとともに、事故発生箇所については、警察官OBであるスクールガードリーダーによる安全指導、教職員による見守り活動をおこなっているところでございます。

今後につきましては、再び同様の事故が起きぬよう、地域や関係機関と連携し、児童への交通安全指導を徹底してまいります。

■ 予算審査特別委員会 共産党 市古議員（3月10日） ■

◆ 教職員の定数内欠員について

◎質問①

はじめに教職員の定数内欠員について、教育長に伺います。

ここ5年間をみただけでも、ほぼ毎年この問題を取り上げてきました。

いつもいろいろな言い訳はされましたが、最後は「欠員の縮減は重要な課題なので、縮減に努めてまいりたい」と答弁されていました。

ところが教諭並びに養護教諭の欠員数は小学校、中学校、高等学校特別支援学校合計で2010年度189名だったものが、毎年増え続け、2015年度326名と減るところかなんと1.7倍に増えています。

今年はどうか、4月5日の見込みでは欠員がほとんど削減されておりません。ここまでくると、まさに言行不一致どころか、偽りの議会答弁を繰り返してきたということになりませんか。ほんとうに縮減する気があるのでしょうか、せめて5年前に戻すのはいつになるのか、うかがいます。

◎答弁

来年度の教職員の採用にあたりましては、全ての校種で欠員の縮減が図れるよう採用候補者名簿への搭載者数を決定いたしましたので、中学校及び特別支援学校におきましては、欠員が縮減する見込みとなっております。

しかしながら、小学校におきましては、名簿搭載者の採用辞退がこれまで以上に多く、また、定年退職以外の退職者が想定を大きく上回ったため、全体の欠員数は、現時点でほぼ横ばいにとどまる見込みとなっております。

教職員の採用にあたりましては、児童生徒数を基準とする学級数の変動や定年退職以外の退職者の動向、採用選考試験や再任用の応募状況など、様々な不確定要素がございますが、優秀な人材を確保し、決められた定数の中で、可能な限り正規教職員を配置していくことは、極めて重要であると認識しております。

今後は、これまで以上に児童生徒数や退職動向などの把握に努め、優秀な新規採用教職員と経験豊かな再任用教職員の確保を計画的に進め、欠員の縮減を図ってまいります。

◎質問②

ひとつは臨時的任用教員から、しっかりと欠員を補充することが必要ではないでしょうか。臨時的任用教員は、現場を踏んでその実力はわかるわけです。教職員経験者・特別選考Ⅱでの合格率は30%前後です。この点について改善すべきですが、うかがいます。

◎答弁

臨時的任用教員は、学校現場において様々な実践的な経験を積んでおり、幅広い視野を持つ臨時的任用教員を正規教員として採用していくことは、重要なことと認識しております。

そのため、採用選考試験においては、試験科目を小論文試験に変更した特別選考試験を実施し、実戦的な能力や経験に主眼を置いた選考を行っているところでございます。

その一方、選考試験におきましては、公平性の確保等も重要な課題となっておりますので、今後も臨時的任用教員の経験者を含めた受験者全体の中から、教員として優秀な人材を確保することができるよう、選考方法を工夫するなど計画的な採用に努めてまいります。

◎質問③

教職員採用候補者選考試験結果の資料をいただきました。川崎の受験者数ですが、小学校・中学校で見た場合、合計で2014年度実施より167人減っています。合格者数は小学校でほぼ同数、中学校では24人減っています。さらに採用が決まっても辞退する人が、小学校で昨年より13名増えて57名、中学校で5人と川崎で受かって、最終的に川崎を選択しなかった理由について、受験者数ふくめて、この原因はどこにあると思いますか、うかがいます。

◎答弁

平成27年度の教員採用試験の受験者数でございますが、小学校及び中学校合計で、1,232名となり、昨年度より167名の減となっております。また、合格後の採用辞退者については、小学校で57名、中学校で5名となっております。

近年の受験者数の漸減傾向につきましては、教員志望者自体の減少や地方における教員採用の動向等の影響を受けているものと考えているところでございます。

また、採用辞退者が発生する要因といたしましては、地方都市で積極的に行った採用説明会を契機に本市を受験された合格者が、最終的に地元での就職を選択する傾向が強まったことなどが考えられるところでございます。

◎質問④

財源の移譲にあたって、教職員の処遇が今より削減される、賃貸の住宅手当は最高11,500円ダウンする、育児休暇は1日2回それぞれ60分が45分に、子どもの看護については年齢の短縮などです。これでは川崎から若い教員のなり手が逃げていくことは目にみえています。さらに現職教員のモチベーションを下げることにならないか、見解を伺います。せめて現状を維持すべきですが、うかがいます。

◎答弁

県費負担教職員の勤務条件につきましては、市費への移管後は、本市の条例、規則等の規定の適用を受けることとなります。

県と市の勤務条件の違いによりまして、御指摘のような差異は生ずるところでございますが、全体の給与水準につきましては、移管前後で大きな変動が生じないように配慮してまいりたいと考えております。

また、勤務時間・休暇等の制度につきましては、市職員全体の制度として、国や他都市の状況等を踏まえた対応をしていくものと考えております。

◎質問⑤

財源の移譲にあたって、これだけ多くの財源が確保できる都市はそうはない、と思います。このことから学級編成基準をかえることは十分にできます。

試算していただいたら、小学校3年生、中学1年生で少人数学級を拡充するための事業費は1億5951万円ということですので、やる気になれば十分にできることです。さらに試算非常勤講師での計算ですが、常勤教員にしても十分にやっつけられる財源は確保できると思います。このことは今日は指摘をさせていただき、今後さらに議論をしてまいりたい、と思います。

政令都市への移管は大事業です。このことについてはその進捗状況を、適宜担当常任委員会に報告していただきたいと思いますが、うかがいます。

◎答 弁

現在、平成29年度の業務移管に向けて、神奈川県と県内3指定都市により、移管に伴う諸課題への対応策の検討や業務ノウハウ等の情報共有を行うとともに、庁内関係局と連携を図りながら準備作業を進めているところでございます。

担当常任委員会への御報告につきましては、国や県との課題の整理や本市の準備状況を見極めながら、調整させていただきたいと考えております。

■ 予算審査特別委員会 自民党 大島議員（3月10日） ■

◆ 橋樹官衙遺跡群の活用について

◎質 問①

橋樹官衙遺跡群は、本市初の国史跡として指定されました。周辺には影向寺や子母口貝塚等歴史的な資源が点在しております。こうした資源を結び、観光資源として地域の活性化に繋げるべきであります。また、学校教育の材料としても活用すべきと考えますが、教育長に伺います。

◎答 弁

本市初の国史跡に指定された橋樹官衙遺跡群及びその周辺におきましては、多摩丘陵最古といわれる子母口貝塚、水鳥埴輪が出土した西福寺古墳、精緻な切組式の横穴式石室をもつ馬絹古墳など、本市の宝ともいえる多くの文化財が所在しており、この地域の歴史や文化を理解するうえで、欠かすことのできない貴重な歴史的資産であると認識しております。教育委員会では、これまでも市内の歴史・文化資源である文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、高津区役所・宮前区役所をはじめとする関係局区と連携し、この地域の文化財を用いた活用事業を継続的に行ってきたところでございます。

また、今年度につきましては、これまでの事業に加え、1年間をとおして、橋樹官衙遺跡群が国史跡に指定されたことを記念した国史跡指定記念事業を展開し、歴史的価値を広く発信するための記念シンポジウムや記念講演会の開催、スタンプを集めながら周辺の神社仏閣や史跡などを歩くスタンプラリー、橋樹郡衙跡の発掘調査現地見学会などのイベントのほか、橋樹官衙遺跡群やその周辺地域の歴史的資源を広く発信するための遺跡マップやポスターを作成するなど、橋樹官衙遺跡群やこの地域の文化財が、市民の皆様にとって本市への愛着や誇りとなるよう、積極的な取組を進めてきたところでございます。

さらに、次世代を担う子どもたちに橋樹官衙遺跡群の歴史的価値や魅力を伝えるため、学校への出前授業や教職員への研修などを実施するとともに、子どもたちが学校の授業で学習した成果を発表する場を設けるなど、学校教育との連携も図ってきたところでございます。

橋樹官衙遺跡群の活用につきましては、保存活用計画を策定し、これまでの取組をさらに充実させ、地域の活性化に寄与できる事業を進めていくとともに、本市の貴重な観光資源としても活用できるよう、地元町会や保存会などの関係者・関係団体との連携をさらに深めてまいりたいと考えております。

◎質 問②

平成29年度に、保存活用計画の策定に向け取り組みを進めるとの事ですが、どのようなメンバーで検討をするのか、またどのような内容を検討するのか。さらに、策定までのスケジュールについて教育長に伺います。

◎答 弁

保存活用計画につきましては、平成28年度から、考古学・古代史・建築史・造園・都市計画な

どの学識者から構成される「川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会」の御指導をいただきながら検討を進めるとともに、地元町会などの関係者・関係団体の皆様をはじめ、広く市民の皆様の御意見や御要望もお伺いしつつ、平成29年度中の策定に向け取り組んでまいりたいと考えております。

また、保存活用計画の内容につきましては、将来的に国史跡に追加指定していく範囲や開発事業が発生した場合の保存管理に関する取扱基準とともに、地域の方々などと連携した保存活用、正倉建物の復元なども含めた保存整備、保存活用・保存整備を担う体制整備などの基本方針について検討し、橘樹官衙遺跡群を、本市の貴重な歴史文化資産として、将来にわたり保存・活用していくためのマスタープランとして策定してまいります。

の経済的支援策の状況を見据え、見直しも含めて検討してまいりたいと考えております。

■ 代表質疑 公明党 田村議員（3月1日） ■

◆ 義務教育施設整備事業費について

◎質問①

次に、義務教育施設整備事業費についてです。

学校施設に関する義務教育施設整備事業に13億2,727万円余が計上されました。

対象となる事業の概要、今後の取組みに併せて、学校防災機能整備事業についても、1億6,772万円余が計上されています。その内容と取組み、今後のスケジュールについて伺います。

◎答弁

はじめに、学校施設長期保全推進事業費につきましては、学校施設の老朽化対策のため、外壁等の改修工事を7校で実施するとともに、受水槽の改修工事を5校で予定しているところでございます。

次に、学校防災機能整備事業費につきましては、学校施設の防災対策を目的に、多目的室等にある吊り天井の落下防止対策工事を2校で実施するとともに、震災等で飛散する恐れのあるガラスへの飛散防止フィルムの貼り付け工事を12校で予定しているところでございます。

今後につきましても、学校施設の状況を的確に把握し、計画的に改修工事を実施することにより、学校施設の安全性や快適性の向上を図ってまいります。

■ 代表質疑 民主みらい 岩隈議員（3月18日） ■

◆ 教育長の任命について

◎質問

議案第83号川崎市教育委員会の教育長の任命について、また関連する諸課題について、任命権者である市長にいくつか伺います。

まず、市長は、新「教育長」を任命するにあたり、どのようなビジョンを持つ教育行政組織として期待するのか、率直な意見を伺います。

次に、昨年4月の教育委員会制度の改正に伴う市長の認識を伺います。

また、現教育長の任期を1年残して新年度から新教育長制度に移行する理由を伺います。

次に、新制度の発足以降、本市は、総合教育会議を新設し教育大綱を策定するなど、首長の権限と教育行政への責任の明確化を図ってきたところです。首長が招集権限を持つ総合教育会議と、新「教育長」が会務を総理する新しい教育委員会との棲み分けをどのように図るのか伺います。

また、首長と教育委員会の方向性が異なった場合の調整についても伺います。

次に、文部科学省では、新教育委員会制度への移行にともない、新「教育長」へのチェック機能の強化と会議の透明化が示されています。教育委員会会議の透明化については、会議の議事録を作成・公表することが明記されていますが、平成26年に本市で発生した教育委員会事務局職員の実務ミスにより、本来規則に則り保存すべき会議録の録音データが消去されるなど、ずさんな管理体制が、平成27年末に市情報公開に関する審査会によって厳しく指摘され、再発防止が求められています。市長は、新「教育長」とともに、このような問題にどのように対処し、今後、市民意見やニーズを反映した、いわゆるレイマンコントロールに基づいた教育行政を構築していくのか明確にお答え下さい。

次に、現教育長は、平成27年3月に、年度中に多発した教職員の不祥事により、文書訓告を教育委員会より受けております。また、最近では、教育委員の出席問題、検定中教科書の閲覧にかかる教職員の金品受け取り、川崎高等学校附属中学校の出題ミスならびに市立高等学校の採点ミスなど、本市の教育行政に対する信頼が大きく揺らいでおります。今回、事務方の責任者である

現教育長を新「教育長」として再任させることにした経緯と市長の認識を伺います。

最後に、所信表明で中学生殺害事件の再発防止について言及されておりました。我が会派は、これまで一貫して、本事件に関して、再発防止策に加え、教育と子どもの貧困対策の連携について指摘してきたところです。市長は、新「教育長」を任命するにあたり、子どもの貧困対策をどのように学校教育に位置づけるのか伺います。

◎答 弁（市長）

はじめに、教育委員会制度の改正についてでございますが、昨年4月から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育行政の政治的中立性、継続性、安定性を保ちつつ、教育行政における責任の明確化や総合教育会議の設置、大綱の策定など、市長と教育委員会との一層の連携強化が求められております。

この改正では、これまでどおり、教育委員会の職務権限が定められており、教育委員会の所管に属する事務については、みずからの権限と責任において管理し、執行すべきものと認識しております。

一方、本市教育行政の方向性が異ならないよう、総合教育会議の場での協議・調整や大綱の策定など、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図って、本市の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層、民意を反映した教育行政の推進を図ることが大切と考えております。

さらに、教育委員には、教育委員会会議をはじめ、総合教育会議での協議、スクールミーティング、学校視察における保護者・地域の方々との意見交換等、広く機会をとらえて教育行政に意見反映していただきたいと考えており、市長と教育委員会が共により良い本市の教育行政の充実・発展に努めることが重要であると認識しているところでございます。

なお、教育委員会からは、審査会からの御指摘を踏まえ、適正な公文書管理を行うとともに、詳細な審議内容が市民の皆様にも正しく伝わるよう、規則の見直しも含めて検討すると聞いておりますので、さらなる会議の透明化が図られるものと考えております。

こうしたことから、新教育長に移行する教育委員会に対しましては、「第2次川崎市教育振興基本計画」に基づく取組の推進と、次世代を担う子どもたちの安全・安心を守ることを最優先に考え、最幸のまちのシンボルである「子どもたちの笑顔あふれるまちづくり」を目指し、さまざまな分野の知識や経験を有する委員が十分な協議や意見交換などを行い、未来を担う子どもたちのために、きめ細かな教育行政が展開されるよう期待しております。

次に、新教育長制度への移行につきましては、「新たな総合計画」や「こども未来局」の創設をはじめとした新たな組織体制のスタートとなる、平成28年度のこのタイミングで、教育行政における責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築などに向けた、新教育長制度に移行することが、最もふさわしいと考え対応することとしたものでございます。

また、教育長の任命理由についてでございますが、現教育長におきましては、この間、「第2次川崎市教育振興基本計画」を策定し、今後10年間の教育の在り方を構築するとともに、児童支援コーディネーターの専任化、寺子屋事業の実施、中学校給食の試行実施など、児童生徒の学校生活や学校運営の支援を充実させた実績に加え、同計画の着実な推進や、教育を取り巻く昨今の諸課題に継続して対処するうえでも、適任であると総合的に判断したものでございます。

次に、子どもの貧困対策につきましては、国の「子供の貧困対策に関する大綱」においても、基本的な方針の一つとして、教育の支援が掲げられておりまして、私も、貧困は子どもの心身の成長だけでなく、学力の向上などにも大きな影響を及ぼす恐れがあると考えております。

したがって、全ての子どもが、その生まれ育った環境に左右されることなく、自分の未来に自信と夢と希望を持てる社会を実現するため、子どもや保護者に対する生活支援や就労支援等の施策・制度などと教育施策との連携をより一層強化してまいりたいと存じます。